

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十四号

昭和五十六年三月二十三日(月曜日)

午後一時三分開議

出席委員

- 委員長 綿貫 民輔君
- 理事 大原 一三君
- 理事 山崎武三郎君
- 理事 沢田 広君
- 理事 竹本 孫一君
- 理事 木村武千代君
- 理事 白川 勝彦君
- 理事 中村正三郎君
- 理事 平泉 涉君
- 理事 柳沢 伯夫君
- 理事 与謝野 馨君
- 理事 平林 剛君
- 理事 村山 喜一君
- 理事 渡部 一郎君
- 理事 正森 成二君
- 理事 柿澤 弘治君

- 理事 小泉純一郎君
- 理事 伊藤 茂君
- 理事 鳥居 一雄君
- 熊川 次男君
- 泰道 三八君
- 原田昇左右君
- 森田 一君
- 山本 幸雄君
- 塚田 庄平君
- 堀 昌雄君
- 柴田 弘君
- 玉置 一弥君
- 箕輪 幸代君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 保岡 興治君
- 大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男君
- 大蔵省主税局長 高橋 元君

委員外の出席者

- 参事 小倉 武一君
- 参事 長 税制調査会 小倉 武一君
- 参事 考 日本大学経済学部教授 名東 孝二君
- 参事 考 立教大学経済学部教授 和田 八束君
- 参事 考 大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第十四号 昭和五十六年三月二十三日

三月二十三日

- 辞任 椎名 素夫君
- 補欠選任 原田昇左右君
- 平沼 越夫君
- 泰道 三八君
- 同日 辞任 泰道 三八君
- 補欠選任 平沼 越夫君
- 原田昇左右君
- 椎名 素夫君

本日の会議に付した案件

- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
- 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

ただいまより、三案について参考人から意見を聴取することにいたします。

本日御出席をいただきました参考人は、税制調査会会長小倉武一君、日本大学経済学部教授名東孝二君、立教大学経済学部教授和田八束君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきましたことありがとうございます。本委員会におきましては、目下、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を審査いたしておりますが、三案につきましても、参考人各位のそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いいたします。

なお、御意見は十分程度にお取りまとめをいただき、その後委員からの質疑にお答え願うことにいたしました。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

それでは、まず最初に小倉参考人からお願いいたします。

○小倉参考人 せっかくお招きいただきまして、何か御参考になるようなことをお話をするようにということでございますが、私といたしましては、税制調査会に御承知のことかと思っておりますが、しばらく御清聴を煩わしい、こう思います。

税制調査会では、昨年の十一月にいわゆる中期答申というものをいたしました。その翌月、十二月に五十六年度の税制改正につきまして政府に答申申し上げた次第であります。

「委員長退席、大原(一)委員長代理着席」 したがって、きょうはこれらのことについて、重要点について若干触れてみたい、こう思います。

まず、中期答申すなわち財政体質を改善するための税制上とるべき方策、その答申についてでございますが、重要点は四つ、五つに集約できるかと思っております。

その第一点は、財政再建の期間を通じまして、全体として歳出の増加率を国民総生産の伸びの範囲内にとどまるような水準に抑える、そのために最大限の努力を傾注することが必要である、こういうことであります。

けれども、しかし国債が大変かさむあるいは地方交付税が当然相伸びていくというようなことを考えますと、大変厳しい注文のようなふうにも考えられるわけであります。

第二点は、税負担の引き上げであります。税負担の引き上げがどうしても必要であるというふうな場合にも、やはり限度を考えておく必要があるということでもあります。

その意味は、特例公債から本格的に脱却するという六十年、六十年から特例公債の償還が始まるわけでありますので、五十九年度までに歳出に占める税収の割合をできるだけ多くする、八〇%くらいには持っていく必要があるのではないか、こういうことが一つの目標になるかと思っております。この程度の目標にいたしますと、国民総生産との関係においては税負担の割合が現在よりは二%程度引き上がるということにならざるを得ない、こういうことであります。

第三点は、相当程度の税負担の増を求めるといふようなやむを得ない必要に対処する場合に、どういふ税制上の措置をとったらよろしいかということでもあります。

無論第一には既存税制の中で考えるわけでありませんが、そうなりますればおのずから所得税と法人税ということになりまして、なりますが、そのほかに新しい税を考えるということであれば、やはり間接税ということになるだろう、こういうことであります。

このうち法人税についてはただいま御審議中のようなことで、ある程度の引き上げをするということに五十六年度の税制の改正において答申をいたしましたところでありまして、所得税については特に具体的にどうするということは結論を出しておりませんが、所得税もこれを除外して増取措置を考えるというわけにはまいらないであろうというふう

りなことに考えております。

もう一つ間接税であります。これは今後の検討課題であるということにいたしております。

第四点は、納税環境の整備ということでありまして、これは主として税負担の公平を求めるということで、制度の上のみならず執行面においても税の公平が確保できるような措置を考へる必要があるということでありまして。

最後に、所得税の減税でございますが、これにつきましては税制調査会におきましてもその強い要求がございましたけれども、多くの意見は、この際やむを得ず所得税減税は見送るといふことにいたしましたのであります。

次は、五十六年度の税制改正についての答申であります。この際は税制調査会の委員の任命がえがございまして、一部新しい委員がお加わりになった調査会でありまして。これは昨年暮れに答申をいたしております。

この答申のおおよその考え方を申し上げますと、まず二兆円国債の発行額を減額するということとあります。

次は、歳出についてであります。歳出につきましては、一般会計の歳出総額におきまします割合を一けた台に抑えるという要請であります。

次は、歳入面であります。昭和五十六年度ではある程度の、相当規模の自然増収が見込まれるのであります。この自然増収の分は公債の減額、それからこれまでの国債費、それから地方交付税の増加分といったようなものに大体消化されてしまふということとあります。したがいまして、歳出を徹底的に見直しまして、削減、合理化するというものがあつたらば、このために必要な財源については税負担の増加に求めざるを得ないだらう、こういうようなこととあります。

それを具体的に申し上げますと、もうすでに御承知のとおり法人税率を一律二%引き上げる。酒税につきまして従量税率を原則として二五%引き上げます。物品税については新規開発物品等を中心にして

まして新しく課税対象にする。乗用車等につきましても最小限度若干の税率の引き上げを図る。印紙税につきましては定額税率それから階級定額税率を二倍程度に引き上げる。それから階級定額税率の最高価格の幅を狭くし直す。有価証券取引税につきましては、国債を除く公債の税率を五〇%引き上げる。一般の譲渡の場合の株式の税率を二〇%程度引き上げるといふようなことが具体的な内容でございます。

最後に、今後の税制調査会の進め方について簡単に申し上げます。

今後の税制調査会の進め方につきましては五十六年度の税制改正の答申の中にごくわずかばかり触れておりますが、申すまでもなく引き続き財政体質の改善ということに最大の努力を払うことが要請されております。税制面におきましては、中期税制の答申でもって検討課題であるというふうにしていたしました諸問題を各般の観点から検討を進めてまいるといふことになっております。

これを受けまして昨年十二月の税制調査会の総会で特別部会を設けてこれらの検討を早目に行つたらどうかということにいたしましたのであります。具体的にいつ新しい年度の総会を開くかまだ決定をいたしておりません。私限りの考えでありますけれども、国会で財政のあり方なり今後の税制のあり方なりについて大きくいろいろ御議論、御意見の御開陳あるようでございますから、そういうことについての報告をできるだけ早い機会に求めまして、特別部会において具体的な必要事項の検討を始めるというふうなことにしたらどうかというふうに考えております。

以上でございます。どうもありがとうございます。(拍手)

○大原(一)委員長代理 ありがとうございます。

次に、名東参考人にお願いたしました。時間が十分間に制約されておりますので、まずイントロだけ申し上げて本論は後の御質問に応じ

たい、こういうふうに考えております。

まず強調したいことは、国民の生活者ニーズというものが多様化し個性化してきているという現実。御注目願いたいと思ひます。メカトロニクスを初めとするシステム産業にしましても——御存じのように、重化学工業の斜陽化は明らかではないかと思ひます。レジャーとか保健、生涯教育産業などの生活産業にしましてもまた流通産業にしましても、すべて目指す相手はエンドユーザーとしての生活者である、目覚めつつある消費者であるということとあります。この個性化し多様化しつつある生活者ニーズに呼応して新しい型の企業人間、したがって中小企業にも出番があるということ、そういったような新しい生活基盤を基礎にした新風が産業界にも起こりつつあるということに御注目願ひたい。

ところが国家財政はいまだに巨大信用ですね。大きいことはいいことだ、そういったような巨大信用に取りつかれておる。旧態依然たる高度成長体質にしがみついている、拡大しようとしておる。脱大量化、マシ化から脱却しつつある国民一般に対して、いまだに規格化されたお粗末な、金をばらまくようなサービスしかできないでおるわけです。本当に求めておるきめの細かい公共サービスができていない。

しかも、国民は物価上昇に見合わないベアースアップによって実質所得の目減りを来している。税金や社会保障費などの非消費支出の増大のため、GNPの中で五九%を占めておる個人消費支出、これが停滞しておる、住宅需要が落ち込んでおる、民間設備投資も頭を打った、そういうふうにおる、不況の足を引っぱっておるわけでありまして。

欧米では御存じのように、新しい人間関係としての家庭の見直しとか家計経済の重要性というものが再認識される中で、家庭の崩壊というものは国の将来に重大な禍根を残すのではないでしようか。

五十五年上期の平均月収、下期はまだ私の手に

入らないので残念であります。上期の平均月収が三十万六千円、これはもっと高い方がいいと思ふのです。この勤労所得が約一千万円ですが、五十六年のベアースアップを八%とすると、八%というのはやはりもっと高い方が、不況対策の上からして望ましいというふうに思つております。二万四千五百円、これに対する税金が、法人税等の転嫁を考慮しますと一千万円の増税となります。この一千万円の増税といふのは、限界税率率が四三・七%、なわち国民所得の五十六年度増分が十八兆三千億円でありますので、それをそれで、五十六年度の増税分八兆円を割りますと四三・七%、非常に高い担税率ではないかと思ふのです。

皆さん御存じのように、パーキンソンの第二法則で、三〇%を超えたらアメリカのように国際的な影響力が減退する、三六%になるとイギリスのように必ずしも直接的ではないにせよ、完全かつ最終的な悲劇が訪れる。パーキンソンの法則では、一〇%でよい、やむを得ないときは二〇%までだということをおうたつておるわけです。松下幸之助さんも大体同じようなことを言つておると思ふのです。こういったような大きな増税に加えて、公共料金等の引き上げに伴う負担増が一千万強、波及効果まで含めると、私の計算では少なくとも三万円増になる。わずか一年間で家計の公的支出は三倍強となる。

ところが大蔵省の「財政の中期展望」によると、御存じのように新しい消費税を初めとして増税を企画しておる。次から次へと企画しておる。大きいことはいいことだ、モア・アンド・モア、もつともつと、そういったような無限大信用にとられておるのではないか。まさに肥大の中に肥え、ぶくぶくと太ることにのめり込んでおる。そういったような財政膨張というものは、御存じのように圧力団体などによるパイの奪い合いのこと、それが結局回り回って財政膨張になる。それがインフレを助長する。御存じのように公共事業費でも生産性効果よりもインフレ効果の方が高くなつておる。そうすると、インフレの半面はコ

の負担の内容について所得階級別あるいは資本階級別等、企業規模による格差等について十分な結論が出ていないわけでありまして、それらについて十分議論をしなければならぬのではないかと、いうことが一つ。

それから、そのような点を踏まえてみますと、全体として同率、つまり二%の税率の引き上げではなくて、所得あるいは資本金階級等による累進的な税率の導入というものが妥当ではなかったのかというふうな考えをわけであります。あるいは超過利潤税等の導入による法人の税負担に対する対応というものも必要だったのではないのかというふうな考えられるわけでありまして、一律の二%の税率引き上げという手法については疑問を保持しているわけでありまして。

なお、その不公平税制の是正につきましては、資産所得課税あるいは資産保有に対する課税等問題が残っているところでありまして、これらについては、富裕税の導入を初めとして今後問題があるのではないかと、いうふうな考えをわけであります。

その他幾つかの短期的な課題あるいは長期的な問題というものもございすけれども、さしあたり以上のような点を申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

○大原(一)委員長代理 ありがとうございます。以上で参考人からの御意見の開陳は一応終わりました。

○大原(一)委員長代理 これより参考人に対する質疑に入ります。平林剛君。

○平林委員 ただいま当委員会に對しまして大変貴重な参考意見をいただきました。まことにありがとうございます。いまのお話を聞きながら、それぞれの参考人に私の考えを申し述べながら御意見を承りたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

まず最初に、小倉参考人にお願ひしたいと思ひます。それは、最近の政府の増税政策に對する考え方と税調の基本的考え方とに少しずれが出てきたのではないかと思ひまして、これに關しての御意見を承りたいと思ひましておるわけでありまして。

いまお話をございまして、昭和五十六年度の税制改正に關する答申は、その基本的な考え方として財政体質を改善するために税制上とのべき方策について述べるとともに、国や地方の負担の引き上げの具体的検討対象として課税ベースの広い税にこれを求めざるを得ないというのが税調の基本的な考え方でありまして、いわば大型消費費税導入を主張した、こう受け取っておるわけでありまして。そして、いまも今後の調査の方向としてお話をございしましたが、これらの問題についてどう対処するか研究を重ねていきたいとお述べになりました。

政府も、初めはこの答申を受けた形で、五十六年度の税制改正は、現行税制の基本的な枠組みの中で増税をするという考え方に立ちまして、この国会に所要の法律の改正案を提出して、この御承知のとおりでございます。しかし、大型消費費税の問題につきましては、この国会の論議を通じて国民的な幅広い批判を受けまして、ついに財界までが増税なき財政の再建という要望を強めてまいりました。鈴木総理大臣も、五十七年度は大型消費費税の導入はもちろぬ、増税は一切ないという決断をいたしました。国会に對してもその旨を明らかにしております。大蔵大臣の方も、行政改革に政治生命をかけるよと言った総理大臣の意向を無視するわけにはいきません、この考え方と同調する態度を示しています。つまり、鈴木内閣は税制調査会が示唆したところの大増税路線を回避するといふ方向転換をしたと一般的に受けとめられておるわけですね。これは税制調査会の基本的な考え方に対しては、初めはともかくとして、国会の論議あるいは国民の総批判というものを受けて税調の考えに否定的な方針をとるに至ったんじゃないのか。税制調査会の会長といたし

ましてはこの動きに對してどういうお考えを持っておるか、これをまず承りたいと思ひます。

○小倉参考人 昨今、総理の、総理だけではないかと思ひますが、税制の今後のあり方に關連してお話があることは、新聞を通じてだけございませぬが、若干承知しております。総理の意図されるところは、憶測で恐縮なんですけれども、行政改革といふことが現実的な日程に上っておりまして、この行政改革の成果というものが、できれば新しい税を起すことというふうなことも期待されて、この行政改革が成功するということも恐らく期待されるような実が上がるということも恐らく期待されて、御発言かと思ひますけれども、どちらかと申しますと、行政改革に拍車をかけるというふうな、そういうことであつて、まだどういふ行政改革ができるかわからないうちに、それによつて新税をどらなくともよろしいんだ、こういうことまではっきり明言されたといふようなことには私ももちよつと受け取りにくいんじゃないか。しかし、仕事がある程度別々ですから、歳出減の方に役に立つことなどでありまして、それで役に立てば歳入の方についての影響もむしろございましてよろしいけれども、これをどのように受けとめるかというの、これは私も少し先のことになるからと思ひます。いま、総理の発言がこうだったから税制調査会として従来の方向を変えていくというのかどうかと思ひます。もつとも昨今の国会等における総理の御発言等を踏まえて税調の中で中期答申の模様を再び議論するといふようなことはまだ行われておりませんから、むしろ税調全体の意見として申し上げるわけにはございませぬけれども、私も歳入の方に關係するだけの者といひましては、万が一足りないとはいふような場合の用意は、考え方としてどうしたらいいかということはやはり考えておく必要があるんじゃないかといふような気がいたしております。

○平林委員 引き続きいてお尋ねしますけれども、鈴木総理大臣の考えといふのは引き続き私どもの委員会においてをいたしましてはつきりと承つ

ていきたい、こう考えておりますけれども、いま小倉参考人が推測をされた程度の鈴木総理の認識なのか、それとも総理大臣としては、行政改革に政治生命をかけるという発言は、私はただいまのお話のよきな程度の認識で言はなくて、かなり大転の決意を述べたものと見ておるわけではございませぬ。この点は少し見方が違つたので残念でございませぬけれども、私はそう思ひます。そしてその考えは、単にこれに拍車をかけるというだけではなくて、私はこれから他の参考人にも御意見を承りたくと思つておりましたが、今後の税の自然増収の問題とかあるいは歳出の削減、特に政治生命をかけるといふ行政改革の改革を通すれば国民に評判の悪い増税なんかはしないでも済ませぬか、この傾向が続けば、五十八年、五十九年においても、当面展開中の景気総合対策その他が功を奏して税調が考えるような大増税路線に行かなくても済みます、私はその程度の認識はあるのじゃないか、こう思つておるのございませぬ。しかし、それにもかかわらず、万一の場合に用意して消費税といふもの、研究は進めなければならぬとお考えをございませぬか。大蔵省の方も何か特別の企画委員会などを設けて引き続き御検討いただくというふうな考え方をこの間までとつていたようにございませぬか、これは政府の方針もございませぬか、どう変わりますか……。しかし税制調査会は政府が何と言おうとも、大蔵省の考えが変わらなければだめですといふようなお考えでままとつておるのではありませんか。

○小倉参考人 税制調査会、これは、私の言ひによつてはまた誤解が生まれると困るわけですが、あくまで政府の諮問機関でありまして、政府がどう考えようとならぬと、いふ必要もないし、またそうあつては困るのじゃないか。むしろ、一々政府のおつしやるのが万事もつともございませぬといふのも、これまた困るといひますが、能がないといひますか、そういうことかと思ひますが、そこはおのずから、政府のおつしやる

大筋はできるだけその線に沿うた上でなおかつ意見を申し上げるということではなくてはならぬわけで、全然正反對の道を税調が歩くというわけにもまいりませんし、かえって都合が悪いのじゃないかと思ひます。

いまの、具体的な消費税のことでありますが、かつて一般消費税という名前でもって提案申し上げましたものにはこだわらないで、広く間接税ということでひとつ検討を進めたらどうかというのが昨年暮れまでの税調の考え方でありました。その間接税がどういふものであるかということについてはまだしかと議論をいたしておりません。国会の御決議もある次第でございますし、また総理の御発言等もあることでございますし、また税調の中でもいろいろ御議論があることでもありますので、特定の消費税ということが検討の項目になっておるわけではございません。同時にまた間接税のみならず、むしろこれとの関係もありますし、所得税についても検討を進めていく必要があるというふうな考へておる、そういうようなのが昨年暮れまでの税制調査会の考え方であつたわけでありまして、新しい事情を踏まえての今後の検討の仕方というものは、できれば早い機会に総会を開いて国会でのいろいろな御意見のほどもお聞きした上で税制調査会の内部で御相談してまいりたい、かように考へております。

○平林委員 いずれ私どもは政府の方針ももう少しはつきりさせて、国民全体が心配しております大増税路線、これはたが外れたような形で税制調査会が走って行かないように、それを私たちとしては希望いたしておきます。

次に、和田参考人にちよつとお尋ねしたいと思ひますが、私の尋ねたいのは、財政再建という問題が国の緊急課題でございまして、これについては、私も税制調査会の会長がお話しになつた考え方については否定をしております。国、地方を通じて多額の公債、借入金に頼つておるといふことは異常なこととございまして、これを是正するといふことは緊急の課題であるという認識は私は

当然だと思ひます。ただ、その財政再建の目標年次までに特例公債からの脱却を図るといふことは私は当然だと思ひますけれども、その後の税収不足を補うという意味で大型消費税の方向を打ち出すといふことに対しては実は異論があるわけでございます。そこで私たちは、こういう大増税路線をとるのではなくて、それをとらないでも財政再建がでないか。和田先生にお尋ねしたいのは、自然増収による財政再建といふのは可能かどうか、こういうこととございまして。

私たちとしては、国民本位の歳入増加を図つたり、歳出の洗い直しをしたりいたしまして、具体的な財政計画を立てるといふことは必要だと思つておりますけれども、幸いにして、さつき先生もお話しになつたように、最近における経済活動が税の自然増収がある程度期待をされる。そして政府がかつて発表しました財政収支試算というのがございまして、あの財政収支試算をまな板に乗せて考へてみますと、公債の発行額はあの計画では昭和六十年度の水準に十二兆円、こうなつておるわけですね。これはもつぱら税の自然増収に支えられて今日十二兆円台になつているのでありますけれども、とにかく財政収支は初め政府が想定していた国債の依存ベースよりも速いテンポで回復しているといふことは、この財政収支の試算と比較してみてもわかるのであります。つまり、これは自然増収がかなりあつたんだといふことを意味すると思ふのであります。したがつて、私は、税制調査会が万一の場合を考へてといふことで大型消費税にまだ固執されているようでありませうけれども、しかし、もし最近の鈴木総理が決断をしたように、行財政改革を正しく断行すれば、財政再建は可能じゃないかといふ期待は持つておるわけでございます。この自然増収によるところの財政再建といふものは可能かどうか、そういうことについての先生の御見解をひとつ承りたい。

○和田参考人 いまのお尋ねですが、財政再建といふのはどういふものなのかといふことにつきまして、内容的に議論があるのかと思ひますが、

その点はさておきまして、要するに赤字財政ではない、つまり国債に大幅に依存してない、あるいは財政収支がほぼ均衡している、大体そういうふうな状態に持つていくといふのを財政再建といふふうな考へていられるといたしますと、現在までのところ非常に速いテンポでそういう状態に近づいていられるといふふうに私は認識してはいるわけですが。

いまも御指摘がございましたように、昭和五十五年の当初に大蔵省が出しました財政収支試算にまいりますと昭和六十年度において十二兆円の国債発行額といふのが、その後一年たつたうちに五十六年度十兆円まで実現できたわけでありまして、この点だけから言ひましても、相当速いテンポであつたといふことができるわけでありまして、そしてそれを可能にしたのは何よりも自然増収であつたといふのが、従来までの、つまり今日までの実績であつたといふことは言へます。ただ、今後数年、四年ないし五年先に、どんなふうな調子でいつて最後にゼロになるかといふことになりまして、先のことで何ともわかりませんが、現時点で考へるならば、なおかなりの自然増収が、ことしほどではないといひましても、しかし相当程度の自然増収はあるといふふうな考へるのがリアルでありますので、そういういたしますと、なお早く財政収支の改善といふのは実現できるというふうな言えるわけですが、したがつて、来年度ないしは再来年度ぐらゐで国債発行額十兆円ぐらゐといふところまで持つていくといふのは容易なことであるといふふうな考へるわけでありまして、今日の日本経済の実情、それから財政規模といふところから言ひますと、大体十兆円ぐらゐの国債発行といふのは、財政上それほど問題ではない。それよりもさらに少くしようといふことに余りあつて必要はないわけでは、十兆円程度はあつてもあと数年ぐらゐの間には自然的に償却し得る範囲内であらうといふふうな考へていまして。

ただ問題は、昭和六十一年以降になりまして従来の特例債の償還が出てくるということでありま

して、これは財政支出の面ではやはりかなり大きな重荷になつてきています。今日でも大体公共事業費と同じくらいウエイトですから、相当重荷になつていられるわけで、これがさらに重荷になるだろう。これをどうするかといふところにあるかと思ひます。この点につきましては、国債発行政策あるいは借りかえ等総合的に勘案いたしまして、国債の管理政策といふものを再検討しなければならぬといふふうな考へておりますが、それ以上にやはり財政の中身を再検討いたしまして、いわゆるむだな歳出といふものを洗い直すといふことを積極的にしなければならぬわけでありまして、そういう点で行政改革をいかに進めるかといふのは非常に重要な課題であらうと思ひます。

それをやるのが前提でありまして、いまお話しがございましたような大型消費税といふのは性質がそもそもまだわかつていないわけでありまして、これに期待するといふところにはいってないかと思ひます。大型消費税とか大型間接税といふのがどういふものなのかといふことがはっきりしないわけでありまして、はっきりしないために、これがどれくらい税収を期待し得るものなのかどうかといふこともわからないわけでありまして、前回の一般消費税につきましては、ある程度姿形がわかつていたわけでありまして、それではない消費税であるといふことになりまして、果たしてどういふものであつて、日本の税制としてふさわしいものなのかどうかといふことについてはほとんどわからないわけでありまして、そういう正体不明のものを前提にして議論するといふことがそもそも問題があるかと思ひますし、また、そのようなかなり増収を図るような消費税を導入するといふことは租税政策の上から言つても適当とは思へませんので、そうしたものを前提にするのではなくて、いま申し上げましたような主として財政歳出面の問題、それから国債管理政策等の再検討といふふうなものを通じて財政再建を図つていくことが好ましいのではないかと考へるわけでありまして。

○平林委員 どうもありがとうございます。ついでと言つては恐縮でございますが、もう一つこの際御意見を伺いたいのは、物価調整減税の制度の問題でございます。

先ほど物価調整減税というものが必要な理由についてお話をいただきましたが、税制調査会の方では、所得税の課税最低限は五十三年以降据え置かれていたから、物価調整減税の要望が非常に強かったのだけれども、しかし、個人所得課税については課税最低限の引き上げを求める改正というのは適当でないと言つて結局この考え方を退けられたわけでございます。しかし、国会におきましては、和田参考人がお話しになりましたような理由も込めまして所得課税につきまして五十五年までに剰余金があればその全額をこれに当てるといふと野党の合意が成立いたしました、これに必要な法律改正の手続が進められておるわけでございます。この措置がとられた理由はいろいろございませぬけれども、やはりお話しのように三年間も物価調整措置がとられなくて物価上昇があった、国民の生活水準の低下が大きくなつてきた、税負担が実質的にふえてきた、所得階層別の負担のアンバランスがふえた、こういう意味で、曲がりなりにも調整をするということになつたと思つてございませぬ。ただ問題は、それにかかわらず、これはことしだけだということになっておるわけですね。本年度限りの措置と、こうなるわけでございます。本年限りという合意ができたということは、私は物価調整ある程度必要だということも底流になければいけないことでございますから、本質的にはこの物価調整減税制度をわが国の税制に取り入れるかどうかという問題が先行しなければならなかつたわけですが、まだこの点についてははっきりしておらないのでございます。私は税制調査会が言われたように、日本の税負担率は国際的に見てまだ低いのだという理由から、物価調整減税措置を否定するという考え方についてはどうも賛成したいのでございませぬけれども、もう一つ税制調査会には、いま増税しているときだから

まんしてくれよ、こういうのがあると思つたのでね。そういうことであれば、財政再建という大義名分において租税特別措置をもうちよつとなぜ大胆に整理するようなことはおっしゃらなかつたのかというまた批判がございまして、どうも調査会の答申についていけないところがあつたわけでございます。

そこで和田参考人にお尋ねしたいのですが、この物価調整減税制度というのは、私の承知している限りでは、イギリスでもフランスでもカナダでもすでに実際政治の中に取り入れられておるのじやないかと思つたのでございませぬ、そういうことにつきまして何か参考になるような御意見がございませぬか、これについてちよつとお願いしたいと思つた。

○和田参考人 物価調整減税につきましてのお尋ねであります。所得税の本来の負担は実質所得に対する負担で考えられるべきである。物価上昇下では、実質所得に対する実効税率よりも名目所得に対する実効税率の方が高くなる。実質的な税負担の増加は低所得者ほどその程度が著しく逆進的に働くといふこと、いま申し上げた点は昭和三十八年度の税制調査会の答申に書いてある文句であります。つまり、わが国においては昭和三十八年の税制調査会の答申です。物価調整の理論的論点というのがほとんど尽くされているように私は思つたわけでありませぬ。昭和三十八年の税制調査会答申は、同時に調整方式としては課税最低限の引き上げで行く。そして人的控除三控除を同じに引き上げなければ意味がないといふこともつけ加えておるわけでありませぬ。さらに自然増収中どれだけを負担調整に回すべきであるかといふことの計算方式を提案しているわけでありませぬ。そこでは実質負担増加率の自然増収に対する比率分、これを調整対象にすべきだ。つまり減税すべきであるといふことを言っているわけでありませぬ。したがいまして、この点ではわが国においては大体物価調整減税は物価上昇下では行つべきものであつて、行わなければ非常にまずい。そして行つて

れば大体こういうやり方というのはいかなり以前に決められて、大体そういう方向が出されておるということでありませぬ、いまさら議論しなければならぬ点というのは新たにないわけじやないわけですけれども、かなりの程度もうすでに議論済みというふうにも思つたわけですが、これらの点につきまして、一九七六年にOECDがやはり各国について物価調整のあり方というレポートを出しているわけですが、これによりませぬと、一九七〇年代においては各国とも物価調整減税の必要性に強く迫られておる、それらの導入を図つていけるわけですが、その中でわが国、というのはつまり日本でありませぬけれども、日本が最も先進的な国であるといふふうには書かれておるわけでありませぬ。昭和三十八年税制調査会の内容というのが相当詳しくそこでは報告されているわけでありませぬ。

その他の学者におきましても、各国で物価調整減税についての研究はありますけれども、一九七〇年以降の、あるいは第一次オイルショック以降のインフレ下におきましてこういう物価調整の問題というのは相当議論が重ねられてきておるわけでありませぬ。そして各国において導入されていることとであります。

最近におきましても、イギリスでは一九八〇年の歳入法で、前年の小売物価の上昇率を下回らないように基礎控除を引き上げるといふことが決められておる。若干そのとおり行われてはいないけれども、その基礎控除の引き上げそのものについては行われておる。聞いておる。それからスウェーデンにおきましては、税率の修正というものが前年の物価上昇率によって行われておる。聞いておる。また物価上昇率というものは、つまり消費者物価上昇率ですけれども、消費者物価上昇率だけでは不十分だといふことで、デンマークなどでは生計費支出指標を別個に開発いたしました。それによつてインデクセーションを行っているといふふうなことで

あります。

そのように見えますと、この物価調整というのはいわゆる調整でありませぬ、アジャストメントといふふうにいわれているわけでありませぬ、減税の場合御承知のようにリダクションといふふうになるわけでありませぬけれども、そうではない、アジャストメントといふ以上は減税ではないわけでありませぬ。つまり不当に課税されないように調整をするといふことなのでありますから、これは財源があるとかないとかといふのは別の問題でありませぬ、たとえ財源がなくても政府が購入する諸般の物品等は市場の価格に応じて引き上げられると同じように、一種の義務的経費といふふうには考えなければならぬわけでありませぬ、当然これは財源の有無にかかわらず、仮に大幅な赤字であっても、税負担の正当なあり方といふことを考えるならば調整をすべきであるといふこととでありませぬ、これは減税とは全然別でありませぬ、ですから私は、調整とは言つても減税とは余り言いたくないといふこととであります。

それから、わが国の税負担の程度ということでは議論があるわけでありませぬ、特に課税最低限との関連でいわれているわけでありませぬけれども、これも全く次元の違う問題でありませぬ、課税最低限がどういふものであるかといふことについては大いに問題のあるところでありませぬ、それを別にしても、仮に課税最低限の程度が高いないし低いといふふうな問題があるにいたしませぬ、それはそれで議論しなければならぬわけでありませぬ、わが国の税負担率が長期的に見ても、どうあるべきであるかといふふうなことは、政策的にも学問的にも議論しなければいけないところでありませぬけれども、これもまた調整とはおのずから別の問題であるといふこととありませぬ、申す上げたいのは、わが国の政府の税制調査会等の議論の経過から見ても、それから諸外国との関連といふますから諸外国の動向といふふうなもの、そういうものを見ましても、それからまた税負担のあり方、ありようそのものからいまして

も、今日物価調整を行うというのとはほとんど議論の余地のない当然のことではないか、こういうふう

に考えているわけですか。
○平林委員 次が、名東参考人に御意見を承りた

点私ども大いにひとつ議論を詰めていかなければならぬと思っておるわけでございます。しかし、いつもこれを取り上げましても微調整ぐらしか行われませんで、いつまでたっても残るわけ

いと思うのですが、先生は何か、不公平な税制を

これはだけじゃなく法人税や所得税にもいわば財

政上のいろいろな恩典がありまして、準備金とか

その他引当金とありますからね。そういうのを

合計したら、本間に日本の税制は不公平が温存さ

れておりまして、これを全然ほっておいて所得税

をふやさなければいけないとかあるいは消費税で

財源をとらなければいけないという議論は国民は

恐らく納得しないんじゃないかと思うのです。こ

ういう問題につきましてひとつ御意見を承りたい

というのが一つでございます。

それから、もう一つ伺いたいと思えますのは、

実は私は最近の税制やあるいは経済政策等につ

て政府の考え方は少しずれがあるんじゃないかと

かねがね思っております。というのは、五十六年

度の経済見通しによりますと、国民総生産つまり

GNPは五・三%の成長をさせるということにな

っております。しかし、先生がさっき御

指摘になりましたように、国民生活の水準だとか

いろいろなが非常に低下しておる中でGNP

五・三%成長させるにはどんなぐあいにするの

か。寄与度を調べてみますと、まず民間住宅が

すね。公共料金の引き上げとかあるいは実質賃金

の低下とかいろいろございまして、おまけに減税

はしない、こうなっているんですから。一体ど

う考えているのかというのが私は実は疑問なん

でございます。こういう角度から見まして、わが国

の今後の税制の中においてどういうことを考える

べきかという点をお伺いできたら幸いでございま

す。

よりも累進税率の方が好ましいんじゃないか、こ

ういうふうに思うのです。

それから、先ほど申し上げたように中小企業の出

番、国民のニーズというのが非常にきめの細かい

ものを要求してありますが、中小企業というのはそ

ういうきめの細かさに対応することができるとい

うですね。そういう意味においてはやはり中小企業

の出番が多い。多品種少量生産に向いているとい

いかに人手を多くかけるか、そういうたような生産なり設備投資に対して奨励すべきだ。御存じのようにいま大企業を中心にかなり人手減らしをやっています。すなわち、いままで企業は非常に悪く言われてきましたけれども、いい点というのは大企業を含めて完全雇用機能、こらえ性というものがよかったです。ところが、最近はおそらくこらえ性が悪くて人を減らしていき、そういういい完全雇用機能を失いつつあると思うのですよ。これが大きな問題なんであって、この企業を持つ完全雇用機能を回復するために、これを奨励するために一つの恩典を与えたらどうか、こういうことが一つの見落とされた点じゃないかというふうに思うのです。

それから後の五・三％はどういうふうになるかという点であります。これはいま民間の見込みでは大体四％が多いと思うのです。しかしながら、やはりOECDあたりが言っているように日本の場合ですら三％台じゃないかというふうには私は考えるわけです。その根拠は一体どこにあるかという、基本的には五十三年前の世界的な大恐慌、こういうものがあるんじゃないか。そのきつかけは何かという、五千億ドルを上回った開発途上国の対外債務が、いま日本の円にして大体百兆円以上の対外債務があるわけですが、これが元利ともに支払い停止、モラトリアムがもし起こったらこれは大変なことになる。これは将来の想定ですからともかくやめるとしまして、触れないとして、世界経済はもうすでに崩しに長期停滞に入っていると私は思います。波を打ちながら長期構造の波が下がりつつあるというふうには私は見ておるわけです。日本の場合、官庁エコノミストを中心にして何か昨年あたりから未曾有の景気だなんというのなきなことを言っておる人がおるのだけれども、とんでもないことだと思えます。これは要するに経済なり会社の実態を知らないんじゃないか、余り楽観的じゃないかと思えます。日本の場合、総資本経常利益率をとるわけです。総資本というのは、御存じのように

総資産に見合いますから、会計的には原価主義です。どちらかというと過小になっていくわけです。それからかという過小になっていくわけです。それとかえれば減価償却費は原価主義ですから、したがって水増しできないわけですね。利益のほうは多少水増しされているわけですよ。それにもかからず総資本経常利益率をとると波を打ちながら低下しているのです。日本の場合昭和三十五年の上期八％を頂上にして波を打ちながら下降している。現在景気が非常によかつたということも言っているけれども、五十四年の下期で五・五％ですから、決して私はいいいと思いません。それから問題のアメリカの実質成長率をとってみますと、アメリカの場合七二年と七六年が頂上になっておられます。実質成長率、日本の場合は一九六八年、昭和四十三年が頂上になっているわけですから、そういうように波を打ちながら下がっていくことは、これは私のつくったデータでなくて、たとえば三菱総研の資料などを見ていただければそれが明らかに載っているわけでありまして、そういふようなわけで、私はこれは決して悲観説だとは見ていないわけですよ。そうすると、三％といいたしますと政府の見込みでは大体二％足りないので、したがって失業を防ぐためにこ入れが必要じゃないかと私は考えているわけですよ。そのこ入れは、名目のGNPが五十五年で二百四十二兆八千億ありますから、その二％で四兆八千五百六十億。それで、乗数効果ですね。乗数というのは御存じのように貯蓄率の逆数です。いま大体二五％くらい。そうすると四分の一ですから、その逆数ですから四です。四で割れば一兆二千億ですね。大体一兆二千億あればこ入れ可能だと私は見ているわけです。この一兆二千億を一体どこからひねり出してくるかという問題であります。結論的には歳出の一割カット。もちろん福利厚生とかそういうところは切らない。それから人件費の問題にしまして、行政改革にしても失業を出さず、首を切るような

行政改革なんというのは時代的におかしいと私は思うのです。公務員の高いベースを民間ベースにまで持ってくるということは非常にいいことだと思っております。これはいいことだと思っただけでも、首を切ったりなんか、そんなことはナンセンスだと思っております。マイナスじゃないかと思うのです。そうすると若干でも人件費は上がります。その分だけたかえれば補助金は二割以上カット、こういうことをやっていたらだかなければいかぬと思うのです。そういうわけでありまして、したがって捻出するのが数字的に申し上げますと四兆二千五百億円になります。この中で三兆円は赤字国債の減額に充てる、残りの一兆二千億をいわゆる所得減税と中小企業減税。中小企業の倒産はこの三月も一千五百件を間違いないと超えると思っております。そうすると事態は決して楽観を許さないと、思っております。やはりこのくらいの減税をしないとこ入れにはならぬと私は思います。

どうも失礼しました。

○平林委員 どうもありがとうございます。実は今度は租税の負担率の点から税制調査会の会長さんに所得税の増税というのはどうでしょうかというのを聞こうと思つたのですが、時間が来てしまいました。いま名東先生のお話によりまして、これからの総合的な景気対策あるいは国民生活水準を高める意味でも、増税よりもむしろ逆に減税が必要だというふうなお話をいただきましたから、この辺で私の質問は終わらせていただきますと思っております。御三者の参考人の方、どうもありがとうございました。

○大原(一)委員長代理 伊藤茂君。○伊藤茂委員 参考人の皆様にはきょうは御苦勞さまでございます。引き続き、いま審議中の法案に関連して御意見を伺いたいと思っております。

まず最初に、小倉会長にお伺いしたいのですが、いま平林さんの質問に対して昨年十一月の中期答申で出された広く消費に課税をするという構想の具体化を進めてまいりたいということ

言われました。私は何か非常にげげな思いで会長のお話を伺ったわけでありまして、実はけさ方も参議院の本会議で鈴木総理が五十七年度に大型の増税を行行、もちろんいわゆる大型消費税という意味合いであるわけでありまして、全く考えておりませんというのを述べられております。この国会の同じ建物の中で、総理大臣に任命された税制調査会長がそれとは全く逆のお話をなさるという点で非常にげげな思いをするわけでありまして、会長のお考えはお伺いしたいのですが、私はルールとしてあり方がお伺いしたいのですが、言うまでもありませんが、政府の税制調査会は総理の任命にかかわる調査会でありまして、またそういう意味で、政府の意も体しながら、また政府の完全な言いなりではないという意味のことを先ほど言われましたが、いま国民が求めているものを考えていく、そういう責任を持つていっているのではないだろうかというふうに思うわけでありまして、いずれにしろ総理大臣の任命による行政委員会でありまして、言うならばオールマイティーではないわけでありまして。

先ほど平林さん言われましたが、鈴木総理は何回か、総理として政治生命をかけてやる、これは政治家の発言としてはきわめて重大な言い方でありまして、いまのままではいきますと、何か政治生命を縮めるような話になってしまつてお伺いしたいと思つて、私はルールの問題としてお伺いしたいと思つておるわけですから、わが方はわが方で昨年末の答申どおりにはゴイング・マイ・ウエーではなくて、総理が政治生命をかける重大な時局でありますから、少なくとも任命をされた総理と一度お話をなさって、今後の税調全体の審議のあり方あるいは内容をお決めになる。これは賛成か反対かというよりも筋といたしましては、いかにどうかというふうに思いますが、いかがでございますか。○小倉参考人 ただいまのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今国会におかれまして、国会議員の先生方と政府ともに総

理との間のいろいろの論議を通じて、政府が明らかにされるような方向につきましては十分税制調査会においても参考をいたしまして、総理とそう矛盾のないような方向で審議を進めるのは当然でございます。それにあえて異を唱えるという必要もございません。

ただ、先ほどから申し上げているのは、昨年の暮れまでに税制調査会で討議した筋道を申し上げておるわけでありまして、その後、税制調査会が開いておりません。今国会における御論議はできれば早い機会に、場合によっては先生の御示唆のように直接責任者の大臣からお聞きするというところもあるかもしれませんが、恐らく新年度に入りまする税制調査会では大臣の御出席もありませんから、そういう際に、さらに政府の意図するところも十分お聞きした上で審議をするということでは当然でございます。

○伊藤(茂)委員 そういたしますと、たとえば税制の総会が開かれますときに、大蔵大臣は当然ですが、総理任命ですから、それが慣例のようですが、総理の御出席の場とか、あるいはこういう重大な時局ですから、総理とお会いになることもお考えになって、政府の税制調査会としてルールお筋に乗ったやり方をしていきたいというふうに理解してよろしゅうございますね。

○小倉参考人 税制調査会としては、私のいまのところの考え方でございますけれども、これまでの経緯もございまして、それを踏まえた上、なお新しい事態における政府のお考えも十分お聞きいたしました上で、ひとつ適正な方向で論議を進めてまいり、こういうことにはいたしたいと思っております。

○伊藤(茂)委員 小倉さん御答弁がうまいので、どっちにしても、さっきお願いしましたが、賛否の意見を申し上げる前に、筋としてルールとして、こういう重大な意見の違いが表面化しておるわけですから、私心配なんです、きょうも参議院の本会議でそれを述べられた。税制調査会長、ここにお越しになって、幾ら衆議院と参議院が距

離があるからといって、百八十度反対の御意見をいうことはおかしいと思うので、そこは調整をされるのが筋であろう、またそれについては肯定的か前向きにお答えになったというふうに理解をいたします。その上で、総理大臣が、政治生命をかけたつもりだけれども、ちょっと心配だから増税の準備をしておいてくれと言われるのか、あるいは私が政治生命をかけて国民の前に明らかにしたことだから、私の信念どおり小倉会長もぜひお願いますと言われれば、そういうことであろうというふうに思うわけでありませぬ。

もう一つ、ほかの参考人にお伺いする前に小倉さんに伺いたいのですが、私は、経験豊かな小倉さんですから恐縮なんです、政府の税制調査会が非常に重要な時点にいま立っているということではないだろうかと思えます。当委員会でも、いままでも物品税など間接税諸法案、いま法人税、所得税など直接税関係諸法案などを議論いたしているわけでありまして、いままでの審議でも非常に痛感をいたしますけれども、たとえば物品税についても品目別に、これが一体せいたく品か、趣味・娯楽品か、高価な便利品かとか、おおよそ理解に苦しむみたいな面が非常に出てくる。私もここで議論してもわからぬことですから、国民的に常識でわかるというところは、なかなかいきにくに面が広がっているだろうと思えますし、そのほかの問題でも、たとえば酒税なんかについても、改めて酒税のあり方を中期的に研究しなくちゃならぬ。政府の方でもそう言われております。

私は何か、現在の税制と社会、国民意識とのずれというものを感ずるわけでありまして、しかも会長も言われてるように、今回は既成税制では目いっぱい増税をされたとありますから、言うなれば、そういう意味での矛盾といえます、社会のずれもいろいろある面で目いっぱいあらわれているというのではないだろうか。このまま延長して、ここにプラス大型消費税というものは、国民の御理解を得るような、国民のコンセンサスの上に立った税制にならないんじゃないかとい

うことを、審議を通じて非常に痛感をするわけでありませぬ。

そういう意味で言いますと、小倉さんの前に、東畑さんとか、中山伊知郎さんとか、いろいろなりっぱな方が御努力をされてきました。私は、これからの税調を考えますと、何かやはり国民の合意を求めるといふ意味での見識といえますか、独立性、自立性も含めて持つことが必要な、次の時代に対応できる税制とは何かという、大きな先の展望、転換を考へる。それがないと、矛盾だらけの税制が続いていくという心配が、実は審議を通じてしてならないわけでありませぬ。そういう意味から言いますと、りっぱな専門家を独自に置いて、あるいはまた各界の意見を聞く、要するに世に問うといえますか、国民に問うような努力の方向が必要であろうと思っております。

私は、自分の言葉で言う失礼ですから言いませんが、たとえば新聞の見出しで言いますと、昨年の暮れ、総理大臣に会長が答申を渡されるニュース写真がいろいろ載ったか、見出しを見ますと、「出番なかつた政府税調 取れるものは総ざらいした党税調の」——これは山中さんのことですね。「党税調の追認だけ」。ある新聞は「権威失墜」と書いてあります。私は、日本の国民の汗の結晶である税金を預かるという意味での税調なり税制論議の将来を憂えるわけでありませぬ。この際、やはりそういう方向への、汚名を着ないような税調のあり方ということが一つ必要ではないだろうか。

もう一つは、オープンシステムという意味ですね。情報公開法などですね。いま内外でずいぶん議論されております。税調の委員会から、議員の人からでも、何か密室なんて言葉がマスコミに出るようなことは非常に困るんで、国民に開かれた税調といえますか、そういうことが今後の税調のあり方としてぜひ必要ではないか。そういうペーを改めて踏まえたことではないと、先ほど申し上げました大型消費税についての、会長の言われることと、総理の政治生命と、いろんなことが起き

てくるのですが、その辺の御感想か御決意を手短かに伺いたいと思っております。

○小倉参考人 税制全体について、何と言いますか、悪く言えばその場継ぎはぎで過ぎてきたというふうな御印象をお持ちの上での御批判だと思えますが、来年度はできるだけ早い機会に、先ほどから間接税のお話もございましたけれども、それも無視するわけにはまいりませぬが、ほかのことをも入れまして、全体として整合性のとれるような税制のあり方をどうすべきかということについてもできるだけ配慮をしていきたいと思っております。

なお、税制調査会自体の公開制の問題等につきましても、税制調査会内部にも御議論がございましてどういふふうに対処していったらよろしいか、私自身もあるいは税調の中でもそのことについていろいろ配慮されておる方もございますけれども、できるだけそういう趣旨には沿いたしたいと思います、設備の関係あるいは委員の発言が自由にできるかどうかという問題その他ございまして、それにかかわるべき、密室で何か議論しているらしいという印象がぬぐえるような一般の広報関係の方に対する接触の仕方等についても工夫を加えながら、そういう非難が起らないように、公正正大に論議されているという実証を得るような措置をできるだけとりたい、こういうふう存じております。

○伊藤(茂)委員 次に、名東参考人と和田参考人にお伺いしたいのですが、これも先ほどから話がございました物価調整措置、あえて減税とは申しませんが、物価調整措置についての問題であります。

〔大原(一)委員長代理退席、山崎(武)委員長代理着席〕

先ほど和田参考人が言われましたように、財源がないからやれない、あつたらやりますというふうな問題ではなくて、これは税制のベースとして、否プリンシプルとしての公平という角度から取り

上げなければならぬ問題だと思ひますし、また憲法の観点から見ても、さらにはOECDのレポート、さらには国民の切なる要望などを含めて早急に当委員会においても真剣な議論をして具体化しなければならぬ問題だと思ひます。

私は、そういう意味の前提として名東参考人にも不公平という問題、名東さんは不公平税制をただす会の代表もなされているというわけでありますが、いままでも税調の答申とか政府の答弁でも、租税特別措置法との関連あるいはいわゆる政策税制ということについてはほぼ整理の山を越した、終わつたという見解が出されているわけでありませんが、不公平税制とはそういう短い物差しではなくて現在の税制全体にまたがる構造的なものとして取り上げなければならぬと私は思うわけでありますが、御見解を伺いたいと思ひます。

引き続きまして、和田参考人にお伺ひいたしました、物価調整措置について各国のいろいろな例などを先ほど御披露いただきました。大変参考になりましたし、五十六年度予算に関連しても、四兆五千億程度の自然増収のうち六〇%以上が勤労者の所得税と言われているわけでありまして、やら、やろうと思へばやれる、またやらなければならぬというところであると思ひます。そういう中で、先生挙げられましたいろいろな国の例がございますが、OECDのレポートでも自動的調整いわゆるインデクセーション、二つ目には法的規定、三つ目には裁量的対策——裁量的対策は制度の問題ではないと思ひますが、前の二つ、国によつても違ひますが、大きく言つて自動的調整あるいは特別な法的規定というふうな例があるわけがございますが、和田参考人、諸外国の例などいろいろと調査なさいますと、今後物価調整措置としてはどういう方向があるべきであり、望ましいとお考えになりますか。名東参考人からお願ひいたします。恐縮ですが、時間が限られているものですから手短かに……。

○名東参考人 おっしゃるとおり、不公平な税

制というのはいわゆる構造的、体質的なものだと思ひます。現在、いろいろな調査の結果非常に不公平だといふ国民の声が少なくも過半数以上を占めているといふことは間違ひないと思ひます。その重税感の出どころは一体何かといふと、第一番は、やはり大企業、大資産家を優遇してその課税上の不公平でございます。詳細に申し上げる時間がございませんが、要するにキャピタルゲインの非課税だとか分離課税の問題、法人擬制説、配当控除の問題、それから租税特別措置の問題、収益基準の問題とか比例税率の問題とか、要するにそういった構造的なものであると思ひます。

第二は、特に必要経費がなぜサラリーマン、勤労者だけに認められないかということ。これははつきり申し上げますと当たりさわりがあるかわかりませんが、政治資金の一〇〇%無税、大企業の九六%、社会診療報酬七二から五二、個人事業者四〇から九〇、専業農家六〇から七〇、芸能、小説家五〇から六〇、自由職業人四〇%。これに對してサラリーマンの給与所得控除と言われているものの中における必要経費といふのはあるかないかかわからない。少なくとも公式的にはないといふ言わざるを得ない。その給与所得控除率が五十六年度の見込みで三一・一%しかない。最高五十年に三・四・六%だったのがだんだんと減つてきて、五十六年度の見込みが三一・一%しかない。それで、あえて申し上げると、この必要経費らしきものが平均一〇%前後だということ、これは予算委員会が高橋主税局長ですかがおっしゃつたようでありまして、それも平均一〇%前後だといふ言葉で——よくわからないのですがね。まあ、少なくとも認められていないと私は解

釈しておるわけ。なぜ、勤労者だけ認めないのか。御存じのように高度成長、これはマイナス面もあつたかも知れませんが、今日曲がりなりにも経済がここまで来たといふことは、単なる資本だとか技術導入じゃないと思ひます。たとえば日本の設備投資を

外国、特に南方に持つていつても稼働できない、動かせないといふのです。そういったよきな民度といふますか勤勉度の薄い国がたくさんあるわけ。それを日本の場合にはすぐ稼働し、優秀な成績を上げるというところは、非常に高い人材、ヒューマンキャピタルが存在しているからです。この辺のところを全然誤解されておるからです。た、今後に期待される知識情報産業に似たところで、ソフトウエアを支えるものはヒューマンキャピタルといふ言ひ方がないのです。その優秀な人材に對して何ら報いるところがない、必要経費すら認めない。御存じのように、フランスにおいては概算の控除または実額控除か、いずれにしても必要経費を認めて、しかる後に給与所得控除を認めておるわけ。担税率が低いとか捕捉率が高いとかいふことはフランスでも変わりないわけ。フランスの場合にはもちろん源泉徴収や先く申告制になっていきますから。そういったような先進的な実例が欧米にはたくさんあるわけ。それを日本の場合には認めない、こういったようなことが大きな問題だと思ひます。

第三の不公平は、天引きされてしまつていふわゆる徴税上の捕捉率が非常に高い。クロヨンだとかトリーサンピンと言われているような徴税上の不公平があると思ひます。優遇されている者ほど脱税している。これは国税庁の発表にそうなっている。たとえば個人病院などを見たら、一番いい例だと思ひます。

それから第四番目は、三割自治と言われている地方自治の破壊ですね。七対三で取つておいて、国税が七、それで実際に執行するときはそれが逆転して三対七。そのかわりにいろいろとマネジメントして、要するに金縛りする、こういう形になっておる。こういう地方自治の破壊。それから第五番目、これが一番大事かも知れませんが、税金使途の不公平、それからまた乱費、これはもう会計検査院初めいろいろなところで発表されているわけ。たとえば、サラリーマンに固有の対策費なんて、どこを見てもないわ

けですね。中小企業といへども多少はあるわけ。そういうことを考えますと、全然と云つてもいいと思ひますよ。いわゆる利子、配当の問題でグリーンカード制がやられると言われているわけですが、私の調べた範囲では、少なくともこれは有害無益である。雑魚ばかりつかまえてそれで大魚を逸する有害無益のやり方だ、私は、こういうふうには言わざるを得ない。したがつて、そういう古臭い、これは単なる不公平の問題ではないと思ひます。要するに考え方が古いんですよ、考え方。私は何回も申し上げる、大きいことはいことだ、そういう古い信仰にとらわれているんですよ。そういう考え方をやめてもらわぬ限りは、不公平税制は直らないでしようね。

○和田参考人 所得税の物価調整に對して今後どうしたらいのかということもございまして、その点について端的に申し上げたいと思ひます。が、やはり持続的にかなりの程度の物価上昇があるという現状から考えますと、本当はインフレーションでない、物価上昇が起らないという経済が一番望ましいわけですが、どうも、どうもなかなかそれはむずかしいようでありまして、現実としてかなり持続的に物価上昇があるという状態のもとでは、やはり所得税に對する調整といふのは、法律的に義務づける必要があるのではないかと、さきにも申し上げました、昭和三十三年の税制調査会の答申で、負担調整の必要性ありとしていた当時の物価上昇率は五・三%程度であったのですが、五・三%程度で、これは消費者物価上昇率として大変問題であるといふことで議論がされたように思ひます。今日では、五・三%という程度の物価上昇率はさほどではないと言つては語弊がありますけれども、これをかなり上回る上昇が続いているわけでありまして、これを本格的にといひますか、法的に義務づける措置が必要ではないか。この場合に、二、三問題点として申し上げておきますと、一つはこういう指標でやるかといふことであり、二つはインデクセーションなん

すけれども、社会全体についてインデクセーションをすることはかなりむずかしいところがございますので、それは別にいたしますと、いわゆる消費者物価指数でいいのかどうかということになりますと、大変問題があるわけですから、この点では、生計費指標とか、あるいは標準的賃金指標等が開発される必要があるのではないかと。ないしは、税法全体について名目所得を読みかえるというふうなことができればいいわけですが、なかなかこれらも全体というのは問題があるかもしれませんが、それらは今後検討すべき点でありますけれども、いずれにしても、消費者物価指数だけでは不十分でありまして、何らかのもう少し具体的なインデックスを開発する必要があるだろう、これが第一点です。

それからその次に、やはり所得控除といふべきか人的控除ですが、人的控除を修正する必要があるとあるところであります。それで、その課税最低限という場合に、人的控除以外に給与所得控除が入っているわけですから、給与所得の場合には、これは、現時点では、課税最低限の引き上げというところで給与所得控除も引き上げてやっていいと思うのですけれども、ただ、課税最低限という場合に、給与所得控除を入れるのかどうかということについては大いに疑問があるところでありまして、やはり原則的には、収入から経費の概算控除をいたしまして、そのあとが所得ということになるわけでありまして、その所得から人的控除が差し引かれるべきでありまして、そうした手続を経るとすれば、やはり給与所得でありまして、これは経費の概算でいいわけでありけれども、経費の概算控除を行う。経費の概算といふのは、経費はインフレーションの場合には上がるわけですから、概算分は当然価格は上昇するわけですから、その上昇した価格でもって控除が行われるわけでありまして、それで、人的控除の方は法律で決まっているわけでありまして、この分を修正する、こういうことにならうかと思ひます。この点、給与所得にかかわる所得の計算の仕方、

わが国の場合に大いに疑問があるということ、ついでながら指摘しておきたいと思ひます。

その次に、税率の問題でありますけれども、税率もやはり修正されなければならない。税率といひましても税率の所得区分でありますけれども、限界所得区分といひますか、それを修正する必要があるわけでありまして、これは名目所得で表示されておりますので、これを修正する必要があります。毎年やるかどうかということになりますと、人的控除の修正が行われた場合には、税率の修正というのは毎年でなくても、三年程度のインターバルがあつてもいいのではないかと。うふうには思ひますが、しかし修正されなければならぬ。この場合、わが国の税率の所得区分を見てみますと、所得の低い方で刻み方が細かくなつていて、所得の低い方が細かくなつていて、刻み方がラフになつていて、かなりの幅で比例税率になつていて、これはどういふ税率がいいのかというところについては、理論的には確たるものがないわけでありまして、たとえばイギリスなんかの場合に見てみますと、低所得の部分はかなりの幅で比例税率になつておりますので、低所得階層での物価上昇はそれほど税率に影響がないというふうになつていて、わが国は逆になります。わが国の場合には逆になつて、低所得階層のところほど、所得の名目の上昇による税率上昇の影響が大きいということになつておりますので、この辺は基本的に税率表の修正も含めてインデクセーションを行う必要があるのではないかと、こういうふうな考へております。

○伊藤(茂)委員 時間が幾らもございませんので、最後に小倉参考人にいまの問題に関連してお伺ひしたいと思ひます。

名東さん、和田さん双方から、この物価調整措置、それから不公平の是正についてお話がございまして、物価調整措置についてもOECDのレポートあるいは世界各国での具体化や、また真剣な検討、言うならば世界の常識ということだと思ひますが、そういう印象を受けておりましたが、そ

れに比べて日本は、世界の常識に対して非常識といふことじゃないかと思ひますが、私は、これは財源があるかないかというよりも、制度がフェアであるか、アンフェアであるかというふうな意味ではないかと思ひます。税調答申の中でも、所得減税についてはしばらくがまんしていただきたい、御勘弁願ひたいと書いてありましたが、フェアなルールのベースの上になつて、現実問題はどうかというところはあります。現実問題はどうできるかということはあると思ひますが、財源がないからアンフェアなままでおくというわけにもいかぬだろう。また、ある意味では、これは税調でも検討の御努力をお願いしたいと私は思ひますが、政府の活動に対する通信簿みたいなものだと思ひますね。ことインフレにならないで、調節もなくて済みましたと言へば、ことは合格。それから、ことしはインフレになりまして、調節措置を多額に講じなければなりません。国民によくわかる政府の経済施策の通信簿みたいな意味を持つていないかと思ひます。この物価調整の問題、小倉会長が、いまの税調の委員の皆さんがいつ採用するかどうか、どういふ結論を出されるかは別であります。少なくともこれを今後の税調のテーマとして検討していく、あるいは真剣に研究するということは世界の状況からしても必要ではないか。いろいろ資料を読みますと、まだ連邦段階では実施してないアメリカなんかでも、連邦議会でもインフレに伴うこれらの諸問題について作業部会をつくらせて特別作業部会報告書なども出ているというふうなことも読むわけでありまして、税調において今後のテーマについて検討、研究される意思があるかどうか一つなんです。

時間がございますからあとときわめて具体的な問題で二だけつけ加えてお願ひしたいのですが、一つは、総理の政治生命をかけた決意を伺ひますが、当然その中に含まれていると思ひますが、五十九年度までに赤字国債をゼロにするという

ことが至上命令として出されているというわけでありまして、五十七年度も二兆円国債減額、特に赤字国債に重点を置いて、これは必要な措置であると思ひますが、どうお考えになりますか。それから、財源その他のこれらのことを考えますと非常にむずかしい、構造的にどう変えていくのかを私どもももっと勉強し、努力しなければならぬということだと思ひますが、その中の大きな問題として、いわゆる現在の道路財源の一般財源化といひますか、揮発油税を初めとする特定財源の一般財源化ということももう避けて通れない問題になつていっているのではないかと。うふうな気がいたします。

その国債二兆円と道路財源のことは具体的な問題ですが、その前に、物価調整の問題についての税調としてのとらえ方、今後テーマとして研究、検討なさるようになつてほしいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○小倉参考人 物価調整減税と言われるものにつきましては、いま先生の御質問の中にもございまして、そういうことはなくとも済むように経済を持っていてもらいたいことが第一の希望でございます。と、いつてその希望どおり経済の実態が動くわけでもございませぬし、いつまでもある程度物価が上がるということでもございませぬ、これは税制としても当然考えなければならぬことになると思ひます。いまがその時期かどうか、これはちよつと政治的判断等がございまして、うけれども、今後税制調査会で税制を広く検討する中に所得税の問題もございまして、所得税のあり方の中の一環としてそういう問題は当然取り扱われるものである、うふうなふうに存じます。

なお、国債の減額あるいは道路財源の一般財源化というお話がございましたけれども、国債の減額も金額等、具体的に申し上げるわけにまいりませぬけれども、来年度と準じて減額をしていただくようなことを恐らく税調としても希望するだろうと思ひます。

それから一般財源化につきましては、これは両論ございまして、道路の整備の関係等にもらんで結論が必要なきに結論を出さなければならぬと思ひますが、税調の中でもこれはなかなか両論相対立しておるというのが今日までの状況でございます。

○伊藤茂委員 質問を終わります。どうもありがとうございました。

○山崎武委員長代理 大原一三君。

○大原(一)委員 きょうは参考人の方々、本日に御苦労さんでございます。自民党は質問時間を遠慮いたしまして非常に短時間しかありませんので、ひとつ簡単にお答え願いたいと思つて、私、きょうお伺いしたいのは、日ごろ税制について考えることであります。税負担と経済成長という問題をお伺いしていきたいと思つて、次に第二段階として、その税の中身、大ざっぱに分けて間接税と直接税、その構成がどのように経済成長に違つた影響を与えるであらうかということをお聞きしたいのであります。

まず、小倉税制調査会長もおっしゃいましたけれども、税負担をこれからのように考えていくつたらいのかということでもあります。諸外国と日本の税負担を比較いたしますと、これは私はやはり社会保険負担を加えて考えた方がいいと思つて、社会保険負担というのは、医療費にしても払つただけが自分に返ってくるわけでもないし、年金にいたしましてもこれは払つただけ返ってくるわけではない。だから型を変えた目的税だと私は思つて、そういう意味で全体を総括してみますと、スウェーデンは七割を超えておるといふことであります。だから国民の手元に残る、フローの中で残る経済余剰といふのはわずか三割しかないといふことであります。それからヨーロッパ諸国は両方合せて大体五割を超えておる水準、アメリカが三八から四〇%、日本が三〇%をちょっと超えているといふ水準だと思つて、こういう仕組みになつておるのであります。それが、それと経済成長とは逆相関になつております。

ね。つまりスウェーデンはゼロ成長ないしマイナス成長、五〇%水準のところをやはりゼロを中心にして、二%からマイナス一、二%、その次の負担率であるアメリカが二、三%の成長、一番低い日本が経済成長率が一番高い。考えてみますと、国民の手元に残される部分が多ければ多いほど経済成長は高くなつておるといふ実態でありまして、小倉会長にまず、これから赤字公債を五十九年度までになくしていく、税負担が二%程度上がるであろう、これはやむを得ない、いまの財政再建から当然この程度の負担は、諸外国の負担と比べてみまして当然の緊急避難的税制改正であらうといふふうに私は考えるわけでありまして、将来、これら諸国の負担を見た場合に、会長としてどの程度が一番わが国の租税負担として適切であらうかということでありまして、大変むずかしい問題ですけれども、お答え願いたいと思つてお聞きいたします。

○小倉参考人 将来の問題に関連しまして、税負担がどの程度のパーセンテージがよろしいかということ、余り先のことばは税調としても議論したことがございませぬ。そこで、税制調査会としてこういふ考え方であるといふふうにお答えするわけにまいりませぬけれども、御引例にございまして、従前から社会保障が非常に充実しておると言われておつた国で、ある意味において日本は本モデルではないかと言われておつた国が大変税負担が重く、そしてまた、それに比べて税を逃れるといふようなことが非常に多くなつておるといふようなこともございまして、北歐的な行き方は必ずしも好ましくないのじやないかといふふうに個人として考えております。日本といつたしましては、できるだけ余り税負担が重くならぬ程度に、しかも、むずかしいことですが、教育なりあるいは社会福祉なりを充実しながら国力といふか、民力といふか、の伸長を妨げない限度はどの程度であらうかということをお聞きしたいわけですが、税負担の増を求めていくということに

なるうかと思ひます。

○大原(一)委員 先ほど名東先生は、だれの質問に対してですか、パーキンソンのお話をされました、二〇%が限度であるといふことをおっしゃいました。たしか私も大学時代に、コーリン・クラークといふ人の経済成長の条件といふことを書いた本がありましたが、その中には、四分の一が限度である、つまり二五%程度が限度であるといふことでありまして、どうも諸外国を見ますと、社会保険負担を加えて、こういう原則をはるかに超えた負担をしておるといふことでありまして、先生はその点、先ほど私が申し上げた点と、いまの点を勘案されて、どのようにお考えになりますか。

○名東参考人 いまおっしゃいました税負担と経済成長率の問題についてはいろいろの研究データがありまして、学者によつてそれぞれ違うかも知れませんが、私はやはり逆相関になる、お説のとおりだと思つて、はつきり申し上げれば、税金を高くして盛えた国はない、私ははつきりそういうふうにお考えをしております。

それから間接税と直接税の関係でございますが、大体ラテン系、フランス、イタリアとかが間接税主体だと思つて、それが大体ECに引き継がれたわけですが、わが国が属しておる英米系は直接税中心で、わが国が属しておる英米系はいろいろのプラス・マイナスはありますよ。しかし私の見解では、間接税といふのは税痛がない、痛みがない。人間が転んで痛いと云うのはこれは重大な警戒信号ですね。警戒信号がなかったら致命傷になるわけですよ。ところが、間接税といふものは一見痛みがないのです。それで、これでもどんだん上がつていくわけですね。

御存じのように、いまECでは大体一五%から二〇%ぐらいになつておるわけですね。ECだけじゃございませぬ。御存じのようにアメリカですら、一九八〇年租税再構成法案といふのをやりました。こういうたようなことを私は非常に憂

えておるわけですね。レーガン政権の施策が必ずしも成功するとは見ていませんが、しかしある程度成功してもらいたいという気持ちがあるわけですね。そういう間接税主体、いわばこれは体制最後の税金だといふことを言われているくらいなんです。困つたことは、非常に麻痺的な、民間の活力を失わしめるという力がある。それから歴史を開いてみると、軍事費を調達して、こういうような機能があるわけですね。

こういうようなわけで、どうも為政者といふものは税金の抵抗を排すために、できるだけ取りやすいように取りやすいようにということ、抵抗のないところに入っていくわけですね。そうすると、やはり弱いところだとか税痛がないところだとか、そういう方向に為政者が誘惑されるんだけれども、これが先進国の共通の弊害じゃないかと私は思つておるのです。先進国が大きな弊害があるとすればその弊害の一つである、こういうふうにお聞きしたいと思つてお聞きいたします。

○大原(一)委員 先ほど、それと直接関係のないのであります。名東先生は、行政改革はやるべきである、人は切るべきでないとおっしゃつたですね。そうしたら、どういふ改革が行政改革であるのですか、お教え願いたいと思つてお聞きいたします。

○名東参考人 まずカットの中身でございます。それはやはりインフレ促進的になつておる公共事業費、特に大型プロジェクト、こういったようなものですね。中小企業の場合にはやはり現場担当者が多いですから、これはできるだけ生かす。それから、この辺は見解の相違だと思つて、やはり挑発的な防衛費の問題ですね。これは恐らく見解の相違に帰着するかも知れませぬ。それから、やはり補助金の問題であります。問題の公務員人件費の問題、これは私は民間並みに抑えるのがいいと思つておるわけですね。いまみたい何らかの形でいろいろと優遇されている形になつておると思つておるのです。これはやはり抑えるというところ。そうやって、人減らしよりも仕事自体をカットしていく。農林省あたりには、吟味してい

ておるわけですね。レーガン政権の施策が必ずしも成功するとは見ていませんが、しかしある程度成功してもらいたいという気持ちがあるわけですね。そういう間接税主体、いわばこれは体制最後の税金だといふことを言われているくらいなんです。困つたことは、非常に麻痺的な、民間の活力を失わしめるという力がある。それから歴史を開いてみると、軍事費を調達して、こういうような機能があるわけですね。

○大原(一)委員 先ほど、それと直接関係のないのであります。名東先生は、行政改革はやるべきである、人は切るべきでないとおっしゃつたですね。そうしたら、どういふ改革が行政改革であるのですか、お教え願いたいと思つてお聞きいたします。

○名東参考人 まずカットの中身でございます。それはやはりインフレ促進的になつておる公共事業費、特に大型プロジェクト、こういったようなものですね。中小企業の場合にはやはり現場担当者が多いですから、これはできるだけ生かす。それから、この辺は見解の相違だと思つて、やはり挑発的な防衛費の問題ですね。これは恐らく見解の相違に帰着するかも知れませぬ。それから、やはり補助金の問題であります。問題の公務員人件費の問題、これは私は民間並みに抑えるのがいいと思つておるわけですね。いまみたい何らかの形でいろいろと優遇されている形になつておると思つておるのです。これはやはり抑えるというところ。そうやって、人減らしよりも仕事自体をカットしていく。農林省あたりには、吟味してい

ておるわけですね。レーガン政権の施策が必ずしも成功するとは見ていませんが、しかしある程度成功してもらいたいという気持ちがあるわけですね。そういう間接税主体、いわばこれは体制最後の税金だといふことを言われているくらいなんです。困つたことは、非常に麻痺的な、民間の活力を失わしめるという力がある。それから歴史を開いてみると、軍事費を調達して、こういうような機能があるわけですね。

けば半ば遊んでいるような仕事の内容、それからまたボジション、そういうものが相当あるのじゃないかと思うのですよ。

そういつたようなことをやって配置転換をする。それで、いま私聞くところでは、省内では配置転換はあるけれども、省間では配置転換ができないそうですね。なぜできないのかということ。日本的な経営、経営という意味は広い意味ですが、日本の経営のいい意味は、有無相通じていくところじゃないかと思うのですよ。たとえば企業だつたら壁を破って配置転換をやっていますよ。なぜ省庁はおのれを、おのれの壁だけ守って配置転換をやらないのですか。これははっきり申し上げて日本の経営に反すと思う。

そういうようなわけで、私の方見方はかなりシビアな見通しの上に立っておりますので、したがってこれ以上失業をふやすということは非常に危険だと見ているわけです。公務員だけじゃない、大企業ですらいまのような省力化設備投資というようなことは私は危険だと思つておられます。そうじゃなく、人を雇っていくような投資をすべきだというのが私の考え方で、したがって民間にもどんどん天下つていただく、何と言つても公務員の方々は優秀な方が多いですから、そういったような人材を単に首切つたのではもつたないです。民間でも大いに活用していただく、有無相通する、こういうようなことが私は最も好ましい形である、こういうふうに思うわけです。

○大原(一)委員 和田先生にお伺いしたいのでありますが、先ほど間接税と直接税の割合というお話と経済成長の関連ということを申し上げましたけれども、わが国の場合は、いまも名東先生おっしゃいましたように、アングロサクソン系といえますか直接税の割合が非常に高い。アメリカが一番高く、その次日本の割合が高いですね。それに比べて、ヨーロッパといえますか大陸系の方は、間接税の割合が逆に六、四、六割が間接税で四割が直接税というような構成になっておるのですが、これと経済成長との関連をどうお考えにな

りますか。

つまり、直接税は貯蓄に影響すると思つてね。特に法人税、貯蓄を削って投資を少なくする税制というのは、やはり基本的に経済成長のてこになるのは投資でありますから、投資を削る税制というのは成長を低くするのじゃないかと私は思つておられます。消費が大事か投資が大事かということ。そのときの経済情勢によつていろいろまた税制の議論も変わってくるでしょうが、ロングランには少なくとも私はそう思つておられます。そういう意味で間接税の方がウェイトが高い方が経済成長に強いインパクトを与えないのではないかと、つまり成長率を高くするのではないかと、むしろ私には単純に考えるのですが、先生はいかがお考えでありますか。

○和田参考人 先ほどお話がございましたように、租税負担率が高くなつてまいりますと一般に成長率が低くなるということはおありであり、成長率が高くなるわけでありまして、ヨーロッパ諸国においてはそういう状態が見られるわけでありまして、逆にわが国の昭和三十年代、四十年代の場合には租税負担率が大体二〇〇程度で先進国の中では非常に低い方でありまして、したがって、高度成長が行われてきた、こういうことになりまして。

しかし、一方において、成長率は高いけれども福祉は低い、こういう状態も招くわけでありまして、一方においては福祉を高めるためにはある程度租税負担率を高くしなければならぬという要請が出てくるわけなんです。ですから、一國の社会経済政策といたしますと成長率と福祉とのバランスといひますか、こういう点が考えられなければならぬといふ点だろつと思つておられます。そういうことではないとお話しの直接税と間接税といふことではないかと、直接税と間接税と割合といふのはいろいろ沿革的に形成されてきたものでありまして、一概にその割合によつて成長率がどうなるかといふことは断定できないのではないかと、むしろ直接税、間接税を含めた租税負担率といふことで考えられるのではないかと、いふふうに思つておられます。

お話しのように貯蓄率という点がありますけれども、間接税も消費支出を高めるわけでありまして、家計の貯蓄率は低くなるということになつてまいります。一方直接税を高くするという場合におきましても、これは法人税の場合に転嫁が生じるわけでありまして、ある意味では間接税的な作用もするということになりますので、これは何とも言えないわけでありまして。

それと同時にまた、成長率を中心にして考える場合に、わが国の場合に短期的にいつて、少なくとも短期的には成長率を考へる必要はありますけれども、長期的に考へますと、現在の平均的な成長率以上にとさらに成長率を高めるといふことが中心的社会の目標になるかどうかということになりまして、疑問であります。私は福祉を高めるといふことの方がそれよりも優先順位として考へられるべきじゃないかと考へるわけでありまして、そうすると、租税負担率は高度成長期よりもある程度高くなつていくことになるのであります。しかし、ヨーロッパ、各国の例を見ても、高い租税負担率になれば福祉が充実するといふふうにも言えないわけでありまして、かえつて社会の停滞を招く、経済の停滞を招く、そして福祉が後退する、行き詰まるということにもなりまして、その辺のバランスといふことではなはだ根拠のないようなお話になつて恐縮なんですけれども、そういうバランスを今後考へなければならぬのではないかと、いふようになります。

そういう点で言いますと、現在わが国では社会保険料も含めると大体三〇%ぐらいにいつておられます。現在程度が妥当な負担率である。ですから、現在程度よりも低いと福祉にかなり影響が出てくる。現在程度より高くなると成長率もマイナスであるし、かといつて現在程度よりも上げても福祉が向上するとも言えないわけでありまして、現在程度の三〇%程度の負担率のところを最も好ましいバランス、好ましい内容といふものを考へていくのがベストではないかと、いふようになります。

○大原(一)委員 これは大変むずかしい問題提起を私もしているわけでありまして、問題は、いまからのわが国の社会保険制度ですね、国民年金、社会保障制度。医療保険はともかく別にいたしまして、老人社会になつた場合、これだつて大変な増加になると思つておられます。それから端的に申して、国民年金と厚生年金と合わせていま支払つておられるのは五兆円くらいですか、六兆円近いと思つておられます。その三分の一は国が負担しているわけでありまして、昭和八十五年、いまから三十年後にはその制度が完熟化していき、高齢人口はどんどんふえていくといふ状況の中で、二年金合わせて二百兆円近く支払わなければならぬといふ状態の中で、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいでしよう、それが三〇%くらいに上つてしまつておられます。国民年金で二千七、八百円だと思つておられます。それが三万円くらいに上がる。そういう状況で三分の一は国が負担しなければならぬといふことで、三十年後の税負担といふのは、先生方がいまおっしゃつたように非常にむずかしい問題が出てくると思つておられます。

そういう意味でいろいろの議論がなされておりますけれども、たとえば福祉税といふのをつくらせて、大型消費税を福祉税といふ目的税にしてぶち込んでいつたら三十年後にはそれで賄えるだろうといふような議論も一時社会保障制度審議会で大河内さんが出されたこともございまして、そういうことを考へますと、これからの日本の税制といふのは相当の負担をしていかなければならない、それがためには行政改革を総理が言われるように思つて切つてやらなければならぬと思つておられます。たとえば私も大蔵省におりまして予算をやつたのでありますが、昭和四十三年に政府関係係關といふのは三十しかなかったのです。それが五十二年には百三十一にふえてしまつて、現在二つ削つて百二十九なんです。だから、高度成長時代にわれわれがタコ足に編み出したきた皆さんの機關を削つていかなければならぬといふ作業が残されると思つておられます。民間ででき

ることではできるだけ民間に任せる。測量なんか役人がやらなくて民間にたくさんいるんです。それから工事の監督だって民間にたくさんいるんですから、役人がやらなくていいという方に、民間経済にできるものはほとんどこれを譲っていくという大作業が私は行政改革だと思ふのですね。だから、先生がおっしゃったように首を切ることになるんですが、その切った人は民間の方へ持つていかなければいけないんですよ。

そういう意味で、私は、このまま置いておいたら三十年後は税負担がスウェーデン方式になるのは当然だと思ふのですよ。先ほど国民年金と厚生年金だけで申し上げましたけれども、ほかの健康保険にしてもこれは大変な問題であります。そういう意味で、小倉会長も先ほど触れられましたが、とにかく行政改革を前提にして、それから税の問題を考えていくとおっしゃいました。税制調査会はその両面を見きわめながら、御苦労さんですけれども、ひとつ果敢な提案を小倉会長にお願いいたしまして、私の時間が参りましたので質問を終わります。どうもありがとうございます。

○山崎(武)委員長代理 鳥居一雄君。

○鳥居委員 まず小倉参考人に伺いたいと思うのですが、先ほど指摘がございました、きょうの午前中参議院の本会議におきまして鈴木総理はさきの中期答申に相矛盾する明確な答弁をされていくわけでありませう。

〔山崎(武)委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席〕

大型消費税導入を五十七年度はやらない、こう明言されております。また一方、大蔵大臣もこの委員会におきまして大型消費税導入をしたくない、やりたくないと言明されております。そうなるとまいますと、税調でこれまで大型消費税導入を土台にして答申をしてこられましたから、この作業をおやりになってきたことが全くちぐはぐな結果を露呈しているのだらうと思ひます。この後、どんな手続になりますでしょうか。五十七年度の税

制改革についての作業がこれから始まるわけでありませうけれども、これはそつと取り下げられる形でしょうか、あるいはどんな手続が踏まれることになりませうか、この矛盾、ちぐはぐは、

○小倉参考人 ただいまのお尋ねでございますが、先ほどから他の先生方からも類似のお尋ねがございましてお答えしたので繰り返すことになりませうけれども、政府の意図するところは新年度になりまして総会などでお聞きした上で今後の税調の審議をひとつ進めてまいりたい、こういうことに尽きるかと思ひます。無論大型消費税は私どもも税調としては検討課題というところになっておりまして、その検討課題というのには必ずしも導入するということを決めた意味での検討課題ではありませぬので、検討しないで済むという問題ではなからう、こういうことだったということでごつ御了解をお願いしたいと思います。

○鳥居委員 和田参考人、名東参考人に伺いたいのですが、政府税調の昨年十一月の中期答申で、「今後、こうした課税ベースの広い間接税に着目する必要がある。」というふうな述べられて、大型消費税の導入を意図する部分がある。私たちに言わせれば、肥大化した歳出構造の見直し、これがもう大前提になければならぬこととでありませう、それをろくにやらずに国民に重い負担を押しつけていく、このこと自体とんでもないことだと実は考えるわけですね。現に、これまでの経過を見ましても、行政改革というのはもろに本当にかけ声だけで見るべきものは全くない、補助金の整理につきましてもかえってふえてしまっている、また、会計検査院が指摘いたしました国の予算のむだ遣い、これも前年に比しまして金額にして二倍を超える、こういう状況でありますから、その後の総理あるいは大蔵大臣の発言はそういう背景から生まれてくるものだと思ひます。

この際、和田参考人、名東参考人に、民間の税制調査会という立場で、また学識経験者を積まれたお立場で、政府税調に対して批判の意味を含めてさまざま御意見がございませうと思ひます。

ども、いかがでございませうか。

○名東参考人 おっしゃいましたように、政府税調に對しては目付役といひますか、皆さなかなりりつな方々が委員をやつておいでになるのですから、大蔵省のデスクプランというものはそれは必要かも知れませぬが、しかし、大局から見た場合はやはり違つた角度、それはお役人とは違つたものがあつてはしるべきではないかと思ひます。少なくとも私はそういうものがあると思ひます。そうすれば、やはり相当な修正とか——一例を挙げますと、失礼だけれども、鈴木さんのような御決断がなせ税調の方に出なかつたかというのを私はちよつと不思議に思ひます。そういうのを私はちよつと不思議に思ひます。そういふようなわけで、非常に権威のある方々のお集まりですから、そういう後々に至つてみごとであるというふうな見識をお示しになつてほしいと思ひます。

それから、情報公開の重要性は幾ら強調しても足りないわけでありませう、だから情報公開、もうどんどん資料をわれわれに流していただきたいと思ひます。こういういわば世界の大打の時代だと私は思ひます。こういうときは、ある一定のイデオロギーだとか一定の見識だけで世界を泳ぎ切ることができやしないのです、神様じゃないのだから。だから、われわれのつまらぬ意見でも、庶民の意見を幅広く聞く。そういう意味ではきよりの委員会を非常にありがたく思ひたい。そういうつまらぬ意見でも幅広く聞いていただくというふうな考え方を私は非常に必要だと思ひたいと思ひます。したがって、はっきり言へば、政府税調さんは、われわれみたいな異説でも、つまらぬ意見でもどんどん吸収していただくような、そういう開かれたる税調になつていただきたい。これは私だけの意見じゃないと思ひますね。(「税調が公聴会をやればいい」と呼ぶ者あり)ぜひ公聴会をやつていただきたい。どうも失礼しました。

○鳥居委員 和田参考人、同じ質問でいかがでしょうか。

○和田参考人 御承知のように昭和五十二年の税制調査会の答申として一般消費税が提出されておるわけでありませう、これはヨーロッパ共同体、ECの共通税制である付加価値税に範をとつたものであつたのではないかと見えておる。ECの付加価値税の方がもう少しすっきりした税であつたわけですが、それを若干修正する日本的なふうなことにしたことによつて仕組み自体について誤解を受けたという面があつたわけでありませう、むしろやつぱりEC型の方がもつと首尾一貫してはいたのではないかと思ひます。ただ、わが国においては社会的、経済的条件としてこういう一般的な消費税を導入する基礎というのはいま現在においても無いのではないかと。現状から言ひますと一般消費税の導入というのはいかかなり問題が大きいのではないかと。現状から言ひますと一般消費税の導入というのはいかかなり問題が大きいのではないかと。現状から言ひますと一般消費税の導入というのはいかかなり問題が大きいのではないかと。

したがって、課税ベースの広い間接税と言われ、それがどういふものであるかはともかくとしたとしても、前回の一般消費税よりももう少し性格の不明確なものにならざるを得ないと思ひます。そういういたしませぬとおさら一般消費税以上に導入がむずかしいのではないかと、こういうふうな考えがございませう。しかしながら、現在の社会的あるいは経済的条件からいひますと、税制全体についてやはりかなり根本的な再検討が必要ではなからうかと。そういうふうな思ひます。先ほど来からもインフレーションとの関係というのがございませうけれども、その他経済成長率なりあるいはその後の話がございませう。福祉との関係、あるいは社会保険との問題、老齢化社会、いずれをとつてみましても税制上でもやはり大きな根本的な問題が出てくるわけでありませう、これはかなり基本的なところで議論がされなければならぬのではないかと。そういうふうな思ひます。これは、ヨーロッパ共同体を見ましても、あるいはイギリス等においても、税制についての委員会ができておる、あるいはアメリカ、イギリス等についても法人課税、そ

れから個人課税を通じてかなりいろいろな基本的な問題としての検討が行われている、それから国と地方との税源配分というふうなことにしても、根本的な問題があるということから考えますと、そういう根本的な問題について体系的に議論するということがどうしても必要であるわけでありまして、そういう機関が設けられて広く客観的にそういう議論が行われるということが必要ではなからうかと思えます。これを現在政府の税制調査会がやってくれるならばそれはそれで結構ですが、政府の税制調査会の枠を超えた問題なりあるいは性格であるとするならば、新たに民間の研究者等も含めて基本的、根本的、体系的な税制の議論が短期的な政策に左右されることなく行われるということが望ましいと思えます。この場合に、やはり諸般の情報が公開される、データが公開されるということが最も必要なことでありましかれども、そういうことを含めてより基本的、根本的な議論が客観的に行われるような機会といえますか、そういう制度といえますか、つくられることが必要であろう、こういうふうに考えます。

法律で明確にできないものだろうかというふうにも思いますが、憲法二十五条の精神からまいると、現在人的控除と言われている三控除あります、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、これはある数字でありましかれども、位置づけを生活費控除という、人的控除と言われているものをいわゆる生活費控除というふうには定義をいたしまして、それで生活費控除というのは生活保護費を下回らない、こういうような位置づけを明確にする必要があるんじゃないかと思えます。このところ数年の経過の中でこれが逆転してしまつたというデータもござります。一つはあるデータであります、四十八年度に一級地で生活保護費が六十七万七千円、生活費控除、人的控除と言われるものが七十二万五千円、つまりこの時点で生活費控除を一〇〇といたしますと生活保護費が八四でござりました。これが四十八年度であります、五十三年度に逆転をいたしまして、現在生活費控除を一〇〇といたしますと生活保護費一二八という指数になるわけでございます。つまり生活保護世帯におきましては、所得税が免除されるというふうな具体的な仕組み、これをくり上げるときだと実は考えるのですけれども、和田参考人、この点についていかがでしょうか。

○和田参考人 お話を伺つたわけですが、もう一つ具体的な仕組みについての構想といえますか、御提案といえますか、それがみだめしませんので大変申しわけないのですが、またよくお伺いしてからと思つて、ただ私の考え方からいいますと、やはり生活費といえますか、基本的に必要な生活費について、サラリーマンの場合ですけれども、これはかなりの部分所得を得るに要する必要経費の部分があると思われるわけですが、そういったと、所得税の原則からいいたしまして、まずもつて収入から所得を得るのに必要である経費部分というものを控除するということが制度的には行われるべきであるというふうに考えます。そうして、その上でその所得部分から人的控除つまり基礎控除、それから子供についての控除

等が行われるべきであつて、順序としてはそういうことではなからうか。わが国の場合には給与所得について、どうも必要経費的部分についてのとらえ方が非常にあいまいであつて、これが一体何なのかということが、理論的だけではなくて、実際の所得税の計算上非常にあいまいになつて、つまり人的控除等と、それから給与所得控除とが非常にあいまいな形で取り扱われているというところにおっしゃるような問題もあつてはなからうかというふうに考えます。これが第一点です。それからもう一つは、憲法などの要請している、健康で文化的な最低限の生活の保障という点を所得税が原則とするのは当然のことでありまして、生活扶助費等とのバランスというの御説のように十分に考えられなければならぬわけでありましかれども、それらを含めて生活扶助だけではなくて、児童手当でありますとか、あるいはさらに拡大するならば、そういう一般的な生活に対する保障の制度というものが、所得税と組み合わされて最低限の生活が保障されるような制度的な裏づけというものが行われることが望ましいのではなからうか、こういうふうに考えます。

○名東参考人 いまの生活費控除、賛成でございます、外国など、これはフランス、ドイツなどでもいろんな必要経費控除が行われておりますね。だから、そういうことにはなからうか、必要経費概念を広げるといふことは年来主張しております。いまの必要経費概念というのは非常に狭いのです。いまの必要経費概念といふのは非常に狭いのです。そういうことか、それに関連したことだと思つて、もう一つは、それが均てんできるのじやないかというところで、ねらいとしては、いまおっしゃつたような生活費控除と内容的には同じことになると思つて、形式的には、私のいま言つた必要経費の概念を広げていただいた方が不公平がなくなるのじやないかと思つて、それからもう一つは、いまは課税最低限の上の方になりますね。ところが、それ以下の、たとえばいま年収二百一十五千円以下、そういうたよ

れから個人課税を通じてかなりいろいろな基本的な問題としての検討が行われている、それから国と地方との税源配分というふうなことにしても、根本的な問題があるということから考えますと、そういう根本的な問題について体系的に議論するということがどうしても必要であるわけでありまして、そういう機関が設けられて広く客観的にそういう議論が行われるということが必要ではなからうかと思えます。これを現在政府の税制調査会がやってくれるならばそれはそれで結構ですが、政府の税制調査会の枠を超えた問題なりあるいは性格であるとするならば、新たに民間の研究者等も含めて基本的、根本的、体系的な税制の議論が短期的な政策に左右されることなく行われるということが望ましいと思えます。この場合に、やはり諸般の情報が公開される、データが公開されるということが最も必要なことでありましかれども、そういうことを含めてより基本的、根本的な議論が客観的に行われるような機会といえますか、そういう制度といえますか、つくられることが必要であろう、こういうふうに考えます。

政府税調のあり方については情報公開、会議の公開制、それからまた、政府とは全く違うような意見がまとまつてもいいんじゃないか、まことにごもつともな御意見だろと思つて、また機会を改めまして議論できるようにしたいと思つて、

○鳥居委員 ありがとうございます。

それで、課税ベースのしつかりしたといふと、所得税、法人税、これが位置づけられているわけでありまして、所得税の最大の欠陥であるインフレに非常に弱い性質が指摘されております。実際に五十二年度の人的控除の手直し以来四年そのまま据え置かれてきておるわけですが、この間の物価上昇というのは大変なものがござりました。このインフレに弱い点をぜひとも今後改革をしなければならぬと思つて、それが一つは、所得税の性質からまいるが、最低生活費に課税をしてはならない、これを

○和田参考人 課税最低限といふものの中身が何をもつて構成されているのかということがまず第一に問題だらうと思つて、

たびたび申し上げるようですけれども、給与所得控除をどういふふうに位置づけるのか、入れるのか入れないのか、それからたとえはイギリスの場合には基礎控除だけございまして、わが国の扶養控除に当たるようないわゆる子女控除といふのですけれども、これは一九八〇年で廃止されておりますので中に入つておりません。そのかわり児童手当があるというふうな制度的な違いといふものがあつたので、各国そのまま比較することとはちよつと現実的ではないといふことが第一点であります。

○鳥居委員 ありがとうございます。

それでOECDレポートにおきまして、わが国の減税方式が取り上げられまして、かなり評価される皮肉な一面があるわけですが、これまた減税の足跡をたどつてみますと、ことしあたりも、五野党の要求に対しまして調整減税が行われる、七月の段階におきまして調整減税が行われる、こういうことでもあります。それでアジャストメントができないということに大変に腹立たしい限りなんですけれども、課税最低限、これがわが国の場合国際的に見てかなり高いのだと盛んに宣伝されているわけですが、和田参考人の御意見の中に、これを否定的に御意見を述べられていたものがございまして、御意見の御開陳をお願いしたいと思つて、

たびたび申し上げるようですけれども、給与所得控除をどういふふうに位置づけるのか、入れるのか入れないのか、それからたとえはイギリスの場合には基礎控除だけございまして、わが国の扶養控除に当たるようないわゆる子女控除といふのですけれども、これは一九八〇年で廃止されておりますので中に入つておりません。そのかわり児童手当があるというふうな制度的な違いといふものがあつたので、各国そのまま比較することとはちよつと現実的ではないといふことが第一点であります。

でありまして、わが国の場合で言いますと夫婦子供二人の四人給与所得者で百五十八万四千円というのが五十五年における住民税の課税最低限でありまして、これと比較しますと、大蔵省のデータですけれども、各国においてそれほど比較して差がないというふうなことになりますし、それからこういう場合が為替レートで換算して比較してそれがいいかどうかということも疑問点としてあろうかと思ひます。

いづれにいたしましても課税最低限を比較するといたしますと、いろいろないま申し上げましたような制度の違い、それから換算の違い、それから住民税等も含めて考えるというふうないろいろな点を総合的に判断しなければならぬのではなからうかということでありまして、そういった点と結論的でありませうけれども、わが国の課税最低限というのは国際的に見て高いというふうには言えないのではなからうかというふうなことを考えております。

○鳥居委員 名東参考人からもお願いいたします。

○名東参考人 この問題は、前提になつてゐる為替相場、為替レートが問題であると思ひます。私は、昭和四十六年、一九七一年十二月のスミンニアン協定によつて決まつた一ドル三百八円を基準に日米の卸売物価、輸出物価、それから消費者物価を比較して計算してみました。そうすると消費者物価は、計算すると一ドル三百五十五円、こういうのが出ています。だから、これは結局住宅費だとか食料費、こういうものが非常に割り高だといふことを反映してゐると思ひます。そうしますと一ドル三百五十五円で計算すると、すなわち円の外面はいけれども内面が悪いということですね。これで計算しますと、アメリカよりも低くなります。いま申し上げたように日本のこの二百一十五万五千円に対してアメリカでは御存じのように四人で七千四百ドル、二百六十二万七千円というふうになります。それから住民税でも、日本の百五十八万四千円に対してアメリカの百七十七万五千円、五千ドルということになるわけですね。

それからもう一つ、E C付加価値税をのけて考えてみた場合、そうするとフランスなんかではこれは一六・七%にすぎなくなつてしまふ。ドイツですら付加価値税の割合が二六・六%ございますから、それをのけてしまつたら二三・五%、日本よりも少し高いという程度になるわけですね。そういうふうなわけで必ずしも、私の調べた範囲では課税最低限が日本は高いということは絶対ないと思ひます。

○鳥居委員 時間の都合で最後のお尋ねでありまして、税執行上の不公平感、これが実は充満しているわけですね。トーゴーサンあるいはクロヨンという表現で言われております。本委員会におきましても四度も附帯決議いたしました。この改善を迫る、こういう経過をたどつてきておりますけれども、税執行上の不公平、それから税制そのものの不公平、大きく分けてこう言われておりますが、実際どういふふうな御認識されていらつしやいますでしょうか、名東参考人、和田参考人。

○名東参考人 これはいま申し上げたように、課税をする場合と徴税の場合、これは明らかにアンバランスがあるわけですね。これはもう体質的なものだと思ひます。この基本は何と申し上げても戦後——戦前と言つてもいいのですが、殖産興業方式ですね。要するに産業優先にのめり込んでいく。日本人は何でものめり込むのです。防衛問題でものめり込むところに問題があるわけ、国債でものめり込んでいく。国債でも一たん口が開いたら問題があるわけ、そういうわけで殖産興業方式にのめり込んできたと思ひます。ここに私は問題があると思ひます。したがって、課税上はどういう不公平があるかといふことはもう列挙すれば切りがないわけでありまして、それから徴税上の不公平、これもいろいろな資料を私持参しておりますが、要するにこういうたような体質的なものを一遍に改めるということは、利害関係がありますから、既得権益がずいぶん重なつていますからむずかしいにしても、やはり新しい考え方——正統的

な意識を変えてもらつて徐々にでも変革していただかないと、下から盛り上がりつてくる大きな波に足をさらわれてしまふのじやないかという危険性を感じるわけでありまして。単なる減税問題とか増税問題というふうなものを超えた大きな一つの波、時代の流れがあるわけですね。そういうものを認識していただかないと、もう取り残されて流されてしまふということも申し上げたいと思ひます。

○和田参考人 制度的、それから執行上の不公平ということでございますけれども、制度的に言いますと、私は三点ぐらい主なものがあるのではないかと思つてゐるわけですね。一つは、資産所得の優遇という点でありまして、所得において、特に資産所得面が優遇されてゐる。これは利子配当課税につきましては昭和五十九年から正されるということになりました。グリーンカード制の導入というふうなことが決められましたので、これはどうなるかといふことは今後の問題でありますけれども、なお土地の譲渡所得課税でありますとか、あるいは株式の譲渡所得課税等に問題があるということでございます。

第二点は、資産の所有といふところにかかわる不公平があるわけでありまして、土地資産あるいは有価証券その他の資産保有といふところに対する課税がもう少し強化されなければならぬであらうということでございます。第三点といつたしましては、わが国はいわゆる法人資本主義とも言われるような、いわゆる法人が経済の中心を占めておるわけでありまして、けれども、その法人に対する課税というものがかなりあまいである。これは租税特別措置も含めて法人税制そのものの基本税制について言えるわけでありまして、法人と個人との負担の平等とか、あるいは法人の性格等につきましてはなお理論的かつ実際の問題があるところでありませうけれども、それらを含めて法人に対する租税のあり方といふものを、古典的な議論ではなくて現代的に再検討する必要がある、こういうふうなことを考へてお

それから税務執行上につきましてはいろいろ問題があるでしょうけれども、何といひましても給与所得者に対する課税上の問題というのが一番大きいのではないかと。クロヨンといひますと、やはり六とか四というふうなところも問題があるわけでありませうけれども、給与所得者の負担というのは特に近年インフレ下で次第に重くなつてきてゐるような状態でありませうので、この給与所得者に対する課税のあり方というのは、先ほど言ひましたような必要経費の導入というふうなことがやはり基本だろつと思ひますけれども、他の税負担いかなければならぬといふことを十分に考へて一番問題があるように考へておりました。

○鳥居委員 どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○大原(一)委員長代理 この際、十分間休憩いたします。

午後四時休憩

午後四時十一分開議

○小泉委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。玉置一弥君。

○玉置委員 参考人の皆さんには、大変お忙しい中、御苦勞さまでございます。ありがとうございます。

今回の国会、特に所得減税の話で大変紛糾をいたしました。まあ多少の物価高の責任という形で所得減税が、いまのところ形だけ確保できたという内容でございますけれども、先ほどからのいろいろな御議論をお聞きをいたしておりました。どうしていまの、特に給与所得者に対する不公平感、そういうものが大変国民の間に強いというふうなニュアンスでお聞きをいたしておりましたけれども、そういう中でありまして、現在税調では、所得税の体系も含めて、いろいろな税体系の全般

の見直しをなさっておられる。特に昨年の答申にもございましたように、すそ野の広い消費体系というものに着眼をされて、大型間接税なるものを検討中であり、特にことしの三月以降、積極的にいたしますか、本腰を入れて検討なさるといふ小倉会長のお話がありました。

そこで、現在の段階において、たとえば五十七年以降の税制についての程度意見をまとめられているか、それについてお伺いしたいと思っております。

○小倉参考人 税調としましては、先ほど冒頭にごく簡単に申し上げましたような中期税制のあり方、それから五十六年度の税制改正におきましても、ちょっとそのことにも触れておりますけれども、その後税制調査会は開いておりませんので、税制調査会として現在どういうようなことを考えているかということ、ちょっと申し上げるものがございません。

ただ、これまでの経緯から申しまして、いまお尋ねの中にもございましたように、主要な税目分についてやはり一通りの検討はできるだけ早い機会に進めなければならぬだろう、まあ三月というようなことを申したこともございますけれども、国会の御審議の状況等を考えますと、やはり四月以降の方がむしろ適当じやなからうかというような気がいまのところしております。

○玉置委員 先ほどのお話の中に、特に大型間接税につきましては、鈴木総理の発言もあり、また国会決議というものが、そういう内容から、政府の方針と全く同じではないけれども、ほぼ沿ったように検討してまいりたい、そういうふうなお話をされておりました。

そのときの国会決議というものは、一応一般消費税によって増税を図ることはよくない、よくないというふうなことでございまして、いけないというふうななか大蔵省が重要視しない、そういう動きがあるわけですが、税調としては、やはり国会決議に基づいた動きを十分配慮してやるという

考えに受け取ってよろしいでしょうか。

○小倉参考人 国会の御決議の次第でございますが、これは大蔵省が重く見ないとか税調が重く見るとかいうようなことではなくて、恐らく政府関係はすべて国会の御決議は重く見るといふことかと思っております。一般消費税の御決議につきましては、そのことは絶えず念頭に置いて検討してまいりたい。検討というのは、決議自体ではなくて、一般消費税といったようなものに関連いたします間接税を検討する場合に、御決議の次第は絶えず念頭に置いておく、こういうことかと思っております。

○玉置委員 不公平税制のお話に戻りますけれども、現在、クロヨンあるいはトーゴーサンと言われておりますように、特に課税把握率といいますが、対象所得の把握に関する精度が非常に悪い、そのことが大変大きな要素であり、かつ、給与所得あるいはそのほかの所得に対する格差、この二つが大きな原因であると私も思っております。先ほどの御説明をお聞きをいたしてございまして、そういうニュアンスに受け取れました。

そこで、現在の法人所得、考えようによつては、法人、個人の区別が非常につきにくい部分、特に個人法人といいますが、そういう部分が法人として取り扱われている、こういうことも一つ大きな要素ではないかと思うわけです。納税が非常に少ないにもかかわらず、外車を乗り回したり、あるいは大変豪華な家にお住まいになっていたりすることも見受けられますし、また一方では、サラリーマンがあくせくかせいで、ようやく中間管理職になりながらせいぜい小型車しか買えないというふうな実態がございます。

そういう中で、先ほどから大きな要因を述べられましたけれども、給与所得者についてはまず固定的なものだといふ、それは考え方はおかしいですけれども、置いておいて、法人税の性格としてどうあるべきであるか、また課税方法としてはどういう改良をすべきであるか、もし御意見をお持ちであれば、名東先生、和田先生、それぞれお伺いをいたしたいと思います。

○名東参考人 産業界でも、大きいことはいいとだといふ巨大信仰がまだかなりあると言わざるを得ないわけですね。この資料は、公正取引委員会の企業集団の実態調査などです。これを調べてみますと、まだまだそういった、また、アメリカにもあるんですね。アメリカにも、巨大信仰、大きいことはいいとだ、そういったようなことがありまして、スケールメリットといいますが、規模の経済性を追求するという時代おくれの感覚にまだとらわれているのがかなり多い。

しかし、そういったようなものに対して優遇措置を講ずること自体、私は、おかしいと考えているわけなんです。したがって、現代のような資本主義の成熟段階においては、やはり小さいものこそ優遇されるべきだと思っております。そういう意味で、大きい所得、大きい蓄積にはより大きな負担をかけていただく。したがって、原則的にはやはり比例税率よりも累進税率であるべきだ、こういうふうな考え方をしております。

中小企業は、確かにそれはいろいろな抜け穴とか、いろいろなみなし法人とか、いろいろな便法もあると思うのですが、しかし大局から見れば、やはり多品種少量生産というのに向いておると私は思うのです。きめの細かいサービスをするには、やはり中小企業は向いていると思うのです。大企業でも心あるところでは、小さいセクションに分かれてやっているわけです。そういう意味で、奨励的に低い税率を適用した方がよいと考えているわけです。

中には、国際競争力を維持する、そういうたてまえでいくべきだという考え方もあると思っております。少なくとも欧米の法人税と肩を並べる。今度はそのような意味で少しでも、二%でも上げれば意味があると思うのですが、低いということはまずい。しかし私は、ある意味においては日本の法人税が、税制が新しい機軸を出してもいいんじゃないかと思うのです。何も国際水準にばかり右へならへする必要はないのであって、新しい機軸を示す

ということですね。ただし、先ほど私指摘したのではありませんが、これからの苦しい時代を考えた場合には人手を多くかけていくような投資、したがって貯蓄ですね、そういったような施策、いままで持っておいた企業の完全雇用機能がいま衰退しているわけですが、そういうものを回復するような施策を優遇していただきたい。こういったような日本の企業における一つの特長性、これは欧米とは若干違うと思うのでありますが、そういう意味で基本的には巨大化していくようなところに歯どめをかけていくという税制であるべきです。しかし、いまのような新しい情勢に即したきめの細かい優遇措置を講じていくべきだと考えるわけです。

そこで、たとえば法人擬制説であります、現在の法人税制を考える場合、有力な説といふのはやはり法人擬制説だと思っております。しかしこの説は、企業内蓄積を促進しようとする資本主義の初期的段階とか発展期には妥当な説であると思っておりますが、現在のような成熟期には妥当な説と思われないです。したがって、はっきり言えば配当控除制はやめる、しかしながらたとえば金利に見合う、利息に見合う配当金の損金控除は認められた方がいいのではないかと。御存じのように、配当金は現在事実上利子化していると思っております。そういう意味においては費用控除は認めるべきだ、こういうふうな思いがあります。そういうわけで、御存じのように欧米では配当控除、インビデューションがかなり優勢であります、これは会社というものに対する考え方が欧米と日本ではかなり違うのではないかと、こういうふうにも思っていますので、したがって国際競争力を全然無視してしまつていいとは思えません。しかし、国際競争力は必ずしもそういったようなことだけに影響されるものではないと思っております。そういう意味においては新しい累進税率を考へてみることは、これは世界、欧米に一つの模範を示すという意味にもなるんじゃないかと思っております。以上です。

○和田参考人 税制の方では法人税の問題というのは理論的にも非常にむずかしいものがございます。ただ、わが国の場合には法人数が非常に多いわけでありまして、そしてその中の大部分、九九%近くはいわゆる個人としての法人といいますが、法人というよりもむしろ個人的な色彩の強い性格のものになっていくというのでありまして、そういうところでは個人と法人を非常にうまく使い分けていくというのが実態ではなからうかと思ひます。そういう点では、法人としての法人と個人としての法人といいますが、ちよつと言葉はなんですけれども、そういうふうな二つに分けられるとすれば分けていった方がいいのではないかと。現在でも若干区別はされているのですけれども、もう少しはっきり区別をして、法人としての法人といいますが、個人といいますが、社会的に自立した法人ですか、この場合には税法の上でもいわゆる独立課税主体としての扱いをして個人との負担調整はしないとか、あるいは累進的な税率を採用するといふふうにした方がいいのではないかと。それから個人と紛らわしいといいますが、個人の性格の強い法人の場合には法人、個人一体説といいますが、いわゆる法人擬制説のつとつた課税をして、法人と個人とをうまく使い分けるといふ余地をなるべく残さないような税制にすべきではないかということでありまして、ただ、現実に余り個人企業と同列に扱った場合には法人企業としてメリットというものがなくなるわけでありまして、この点は経済的インセンティブといいますが、こういうものとの関連があるかと思ひますけれども、その辺は政策上の問題でありまして、制度といたしましては何といひますか、第一法人税、第二法人税と言つてもよろしいでしょうか、何かそういうふうな形で分けた方が税の公平という点からいっても好ましいのではないかと、こういうふうな考へておられるわけでありまして。

○玉置委員 確かに区別が非常にあいまいである

「小泉委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席」

ことが一般的に不公平感というものに大変大きな影響を及ぼしていると思ひます。そういう意味で、当委員会でもこれから法人税は長く検討をしていかなければいけないと思ひます。

そこで、今回税制全般について見直しをする余裕な単に増税に踏み切つたということ、国債の発行について、十兆円程度は国の財政として健全でないというお話を先ほどからございましたけれども、われわれとしても、昭和五十九年という非常に短期間に財政再建を図るということではなく、まだ比較的償還の薄い六十二年程度までは延ばせるのではないかと、いふふうな見方をしております。その辺に対して何か御意見ございましたらお願いしたいと思います。

○和田参考人 私もそういうふうな考へます。現在発行額が、これはフローの方だけからなんですけれども、十二兆円ということになりますと相当程度その依存度が低下してきておりまして、もう一歩だと思ひます。もう一歩、十兆円ということまでいけば将来とも相当な必要はないのではないかと。財政の中身というのも大変大事ですから、その辺の財政状況とか支出の内容ということも総合的に勘案して決定すべきであらうということになります。

それからもう一つは返す方の問題ですけれども、これも特例債の償還が差し迫ってきているわけですが、その辺につきましても、特例債だから現金償還しなければならぬということにこだわらないで、四条件と同じように借りがえを行うようにして償還を先に延ばすといふふうなことも考へられてよろしいのではないかと。

いずれにしても、借金に非常に頼るといふことは財政上好ましくないといふもの、しかし相対的に経済規模なり財政規模との間での問題でありますので、その辺を総合的に勘案をしていかれる方がよろしいのではないかと、いふふうな考へます。

○名東参考人 この問題はやはり金融との関連ですね。いま金融事情がかなり過保護体制といえますが、それと御存じのような銀行対郵便貯金の問題やら、かなり変則的な面が出ていますね。そういったような国債管理政策自体にかなり問題があるんじゃないかと思ひます。だからこれは単に財政問題だけじゃなくて、金融をひっくりかえした、郵便貯金をひっくりかえした今後の全体としての経済政策をどうあらしめるかということ全体的に再検討する必要がある、こういうふうな考へております。

○玉置委員 いろいろの問題点が出てきましたけれども、その中で先ほどから自然増収で財政再建を進めるべきであるという話が再三出てまいりました。しかし、現在の経済状態、経済情勢から見れば、当初大蔵省でもかなり楽観ムードがありましたけれども、最近はかなりびりびりと締まってきているというように、世界的に大変低成長である。日本だけが日本独自で高度成長を続けることができない。先ほど名東先生の方から五千億ドルの負債の話がございましたように、いずれどこかで火がつけば、それが全部表へ出てくるような世界的な金融恐慌といふものに陥る危険性も大変ある。そういうことを考へますと、これから先経済見通しとしてはかなりかたいところを読んでいるかなければ日本の財政運営ができないのではないかと、そのように思ひます。そういう意味で、現在の日本が置かれている経済情勢から見て、これからの財政再建を自然増収で本当に賄えるのかどうか、というよりも、近い将来五十六年、五十七年を見通して、石油との絡みもありますし、世界的なインフレがアメリカを中心にしてまだまだおさまらない。そういう状態の中で貿易摩擦が生じておられますし、そういう中から見て日本の経済の規模、これが本当に拡大できるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○名東参考人 おっしゃったとおりでありまして、かなり厳しい場面が今後予測されるわけですから、そうすると、まず大事なことは、人間個人の

場合と同じように、せい肉があるということはないと思ひます。やはりせい肉を落とさなければいかぬと思ひます。その点民間では大なり小なりせい肉を落とす、これが中小企業なんかでは倒産という形で出てくるわけですね。いやおうなしに出てくるわけですね。ところが国家財政の場合には、不幸にしてせい肉をいつまでも持続できるのです。それが非常に困つたことだと思ひます。そういうふうな周囲の情勢とどうものがかつてもせいで肉を抱えておる、目が覚めない。大恐慌でも来ない限り恐らく目が覚めないのじゃないですか。もう少しそういうような将来のことをお考え願つて、せい肉落としを、これは単に行政改革だけではないと思ひますが、あらゆる面で、国民経済はむしろ企業ももちろんであります、官庁あたりが率先して、国会でもそうだと思ひますが、率先してせい肉落としに心がけてもらわないと、緊急事態に対して恐らく対処できないのじゃないかという危惧を非常に持つておられるわけあります。

○玉置委員 何か時間が余りありませんので、最後に小倉会長に一点だけお聞きをいたしたいと思います。

行政改革、不転の決意を鈴木総理が言明をされましたけれども、これがいまままでかけ声だけでなかなか進まなかつたというのは、いまのサイドスをお自分のところだけ削ることはないだろうという、各省庁のそういうのが根底に流れているような気がするのであれば、ずばり言って、本当に進まなかつた理由といふのをもしお考へになつておられましたならば、参考にお聞きしたいと思います。言いくいいでしようけれども……。

○小倉参考人 ちよつと私お答へする筋ではないかもしれませんが、私は第一次臨時行政調査会の際の専門委員だったこともありまして、全く縁がないというわけでもございませぬのですが、なぜうまく実行できないか、こういうことになりまして、やはり具体的な人減らしとか具体的な政府

支出の削減ということになりますとそれぞれ利害関係のところがございます。そういう利害関係者のおおよその納得を得なければ、何事でもそうかもしれませんが、ただ行き当たりばったりばったりというわけにはまいらぬというところが問題であって、どのようにしてそういう関係方面との合意を得ていくか、おおよそのやむを得ないというところからいって合意を得ていくか、そういったようなことが出来るような世論を形成していくことが非常に重要ではないか、そういう感じがいたしております。

○玉置委員 終わります。

○大原(一)委員長代理 正森成二君。

○正森委員 正森でございます。最後ですけれども、私からまず最初に小倉参考人に伺いたいと思っております。

税制調査会が昨年末に中期の答申を出しに行きました。その解説のようなものがあちこちで行われておりますが、木下和夫さんがあなたの代理で月曜会というところで講演をしておられます。それを拝見しまして二、三会長である小倉参考人に伺いたい、こういうふうに思います。

そこで言われておりますのは、私がいま第一番目に聞きますのは、税調が全体として言っていることですが、国税で二%、地方税で一%の増税が六十年までには必要である。その理由は、五十五年の歳出はGNP比率で一七・二%だ、その八割を少なくとも税金で賄わなければならない、こう考えると一三・八%になる。ところが五十五年の租税収入、国税収入が一〇・七%だから、その差は三・一%である。ところで、自然増収が大体一%ぐらい見込めるから残りは約二%である、こういう理屈ですね。

それから地方税については、昭和五十五年はGNPの一六・八%ぐらいの割合である。そこで地方税としては普通会計の歳出の四二・七%ぐらいあれば満足であるから、一六・八掛ける四二・七で七・二%ぐらいになる。現在地方税がGNPに占める比率は六・一%だから、七・二から六・一

を引くと一・一だ。地方税の場合には自然増収がGNPの〇・二だから、それを引くと〇・九%約一%の増税が必要である。両方足してGNP比三%の増税が必要であるというのが税調の論理のようでありませぬ。

そこで伺いたいと思いますが、鈴木総理が行政改革によって五十七年度課税ベースの広い間接税の導入は考えないというのを言われた。先ほどから小倉参考人の御意見を伺っておりました。やはりその導入に向けて準備しなければならぬというところですが、中期の答申で言っておられる国税で二%、地方税で一%の対GNP比税負担の増額というのはどうしても必要だということに思っておられるわけですか。

○小倉参考人 無論これはいろいろな条件がございます。いま、昨今非常に論議されておりますような歳出の削減というのがどの程度行われるか、またその背後で行政改革がどの程度行われるかというふうなことが一つ大きく影響するわけでありませぬ。それからまた、今後の経済成長がどうなるかとか、税収の関係で言えば名目でいいわけでしょうけれども、経済成長が名目あるいは実質どの程度に成長していくか、いろいろな条件がございますから一概に申せませんけれども、どの程度の税負担の増が今後必要になるだろうかというおおよその感じを一般に得ていただくというために、五十五年のおよその、当時年度の過半が過ぎておりますので、そのときの例を例示しまして、そこから推察をさせていただくというところであります。そこから大胆に、当然三%の増税といえますか、中央、地方を通じての増税が税調の基本的方針であるというところまでお考えいただく、ちょっとそれは強過ぎるというふうな感じでありませぬ。

お答えになるかどうかわかりませんが、相当気合いを入れて三%ぐらいふやさないかぬというふうに入れているわけですが、いまの御意見はややトーンを下げたいという感じがいたします。

○正森委員 中期の答申を見ますと、相当気合いを入れて三%ぐらいふやさないかぬというふうに入れているわけですが、いまの御意見はややトーンを下げたいという感じがいたします。

ダウンされたようであります。そこで、税調は、政府が閣議決定もいたしました新経済社会七カ年計画、五十六年一月にはその「フォローアップ昭和五十五年報告」というのも出されておられますが、それとの整合性についてはどう考えておられますか。

○小倉参考人 この点については、私よく存じませぬといいますが、深く税調では論議した記憶がございませんけれども、たしか委員の中からも総会等でそういう質問が出まして、当時の役所の方の答えによれば、大体整合性を得ている、びったりは合わないようですけれどもそんなに大きなそごはない、こういう答えだったことを記憶しております。

○正森委員 それは必ずしも整合性がないように思われるのです。新経済社会七カ年計画というのは、政府が閣議決定して、あらゆる省庁が、今後数年間の日本経済あるいは財政はどうあるべきかというところで立てられているわけですね。そこには租税の負担率というふうなものも明白に目標が提示されているということになっているのは御承知のとおりであります。その目標値によりまして、五十三年度の、国民総生産に対するものじやなしに国民所得に対する租税負担率というのは、当時二〇・五%でありました。それを昭和六十年には六%ふやして二六・五%にまで上げる、そうしなければ、日本経済といえますか日本の財政はうまくいかないのだという考えであります。

ところで、私が今度の予算委員会、発表されている数値等に基づいて計算しますと、昭和五十六年度ですと国民所得に対する租税負担率というのは二四・七%にまで上がるのです。これは河本経済企画庁長官も認めておられます。あるいは担当局長も認めているのです。そして全く増税がないで、しかも租税弾性値が国税の場合は一・二、地方税の場合には一・一という非常に低い、政府が認めている弾性値でしか税収はふえないと見て、六十年には租税負担率は二五・四%で、ほとんど目標に達するのです。

だから、もしもあなたの税調の言うようにGNPの三%も増税しますと、国民所得に対する割合だとそれは四%近くになりますから、私どもが計算してみますと、ここに細かい数字は全部出ているのですけれども、それを申しますと長くなりますから、五十六年度に行われた増税ですね、それをもうすでに増税が、あなたの言われる国税二%、地方税一%の増税が一部行われたという前提で、その残りだけを五十九年度までに増税をするというように考えまして計算したら、大体、六十年の租税負担率は二八・三ないし二八・四%になるのです。これは租税弾性値を国税で一・二、地方税で一・一という非常に低く見ても、なおかつ、あなたの言うような――あなたの言うようなと言っていると語弊がありますが、税調の言うような、国民総生産に対して五十六年度から五十九年度までに国税二%、地方税一%の増税を行えば、新経済社会七カ年計画の目標をはるかに上回るような国民所得に対する租税負担率になるのです。これは整合性の上からいっても非常に問題があるし、逆に言えば、課税ベースの広い間接税というふうな増税が必要がないということを示しているのじやないですか。

私のこの数字は、河本経企庁長官に質問したら、それは大体当たっているという答弁なんですよ。それで、経企庁長官は別の場所では、昭和六十年どころか五十七年度か八年度ぐらいで租税負担率二六・五は達成してしまうということを言うているのです。

そうしますと、あなたのところが四月から鋭意やろうとしているような、課税ベースの広い間接税の研究、検討なんというのは少し休んで、ゆっくり体力を整えてそれからやるという方がいいのじやないですか。

○小倉参考人 たいだいまお尋ねの中にございまして、経企庁長官のおよその見込みのことにつきましては、私はその席でそばで聞いておったわけじやございませぬが、たしか経済審議会ですとかの席で、ある委員の御質問にお答えになったところで

類似の答えがあつたことを伝え聞いておられます。そういう見方もあるいは成り立つかも知れませんが、企画庁長官がおっしゃるのですから、それだけでも、それは余りにも樂觀的に過ぎるのじやないかという気もしないこともございませぬので、無論今後間接税というようものを検討する場合はそういう御意見のあるところもひとつ十分よくお聞きしまして、考慮して検討したい、こう存じます。

○正森委員 それでは、和田参考人にお伺いいたします。

「租税政策の再検討」という本も読ましていただきましたが、御経歴を見ますと、当初静岡大学を出られたそうで、私は旧制静岡高校の出身でございますので、同窓生であることを光榮に存じております。エコノミスト一月二十七日号にも先生の論文が載っておりまして、非常に興味深く読ませていただきました。ここでも出ているところでございますが、政府は二言目には、所得減税、あるいは先生のお言葉では調整ですね、アジャストメントをやらない理由には、金がない、つまり財政上余裕がないということ、もう一つは、いつでも、課税最低限が国際的に見て高い水準にあるということを言うわけです。このエコノミストでは、先生が三つぐらい例を挙げまして、そういうような言い方は必ずしも正しくないのじやないかと言われておりますが、念のために御説明願えればありがたいと存じます。

○和田参考人 課税最低限の質問ですが、いま御指摘のエコノミストの論文でも書いたわけなんです、いわば常識的と言えは常識的なことで、新たに言うほどのことでもないかもしれませぬけれども、第一点といたしましては、先ほども指摘がありましたように、課税最低限を比較する場合には為替レートでやっている。この場合、そのときいろいろの変動によって違うわけですから、一ドル二百二十五円とか二百二十円とか、そういう為替レートをやるわけでありませぬけれども、実際に税負担をする場合には、所得税の場合

には購買力を比較すべきではないかというの私の論点の第一点です。その点で言いますと、わが国の購買力水準は、為替レートで換算した場合の円よりもかなり弱いということが言われておりまして、これは大変むずかしいところはありますけれども、その点を勘案しなければいけないのではないかと。

それから、第二点といたしまして、課税最低限の中身でありまして、給与所得控除、それから人的控除がわが国の場合にその中身になっております。このほか、社会保険料控除などがありますけれども、国によりましてはこれがさまざまでありまして、給与所得控除あるいは勤労控除がある国はない国、それから人的控除の中身もいろいろあります。また教育費控除等を含めているところもありまして、その辺はベースを同じにしにしなければいけないわけでありまして、仮にこういう国際比較の数字を挙げるとすれば、そうしたベースについて客観的に納得できる説明が加えられるべきだろう、こういうことであります。

それから、第三点といたしまして、課税最低限はともかくそこから税金がかかるということでありまして、住民税の課税最低限をとるべきでありまして、所得税の課税最低限では不正確である。この点では、地方税で所得課税を持つている国は比較的少ないわけでありまして、通常挙げられる先進工業国の例で言いますと、アメリカの州所得税といたつたところ、わが国の場合には住民税の方をとるべきである、こういうふうな理由で、課税最低限の比較が正確ではないということ指摘したわけでありまして。

○正森委員 ありがとうございます。いまの第二の点は、たとえば各国でも共通している扶養控除といいますが、人的控除、それだけで比べてみるというようであれば比較的公平な比較ができるというふうな御意だろうと思いたくさん聞きたいのですけれども、時間の関係

で、次に「租税政策の再検討」の「法人税制改革の課題」という先生の論文のうち、三つぐらい聞きたいのですが一つだけにさせていただきます。近時、法人の株式保有が非常に急速なテンポでふえております。この本では昭和四十七年までの率しか掲げられておりませんが、昭和二十年の三五%前後の比率に対して、四十七年ですでに六七%ぐらい、最近では上場株式関係について見れば七〇%をや超えているような状況であります。この傾向がどういう理由で起こったのかという点について著書で書いておられますが、時間がありませんが、ごく簡単に御意見をお伺いできればありがたいと思ひます。

○和田参考人 いま手元に本がありませんので、どういふことだったのか記憶がないので申しわけありませんけれども、第一点としては、法人による法人支配といいますが、株式による支配が目的である、それから事業会社による資産運用ということがあるだろうと思ひます。投機目的というふうなことがあるでしょうけれども、いずれの場合にも、やはりこういう法人による法人の支配あるいは法人の資産運用が他の法人の株式保有によって行われることがかなり支配的になってきているということでは言えるのではないかと思ひます。

○正森委員 ありがとうございます。同時に、こういうぐあいに法人の所有株式がふえるということ、税制の上でそれを有利にするような特別措置が非常に大きな影響を与えているのではないかという説がございしますが、そういう傾向もございませうか。

○和田参考人 それにつきましては一々具体的な説明をいま準備してきていないのですけれども、恐らくその一番顕著だったのは、昭和四十年、四十二年ですか、あの不況のときにかなり大幅な特別措置の導入改正が行われまして、そうした法人の動向とか、あるいはあのころは合併に対する特別措置が行われたわけですが、そういう合併ないし株式による子会社あるいは孫会社の形

成が有利になるような税制が導入されたということとは記憶しております。その後これらの特別措置はかなり改廃されてきておりますので、現在はそれほど顕著なものはないと思ひますけれども、四十年代においてはかなり顕著なものがあつたのではないかと、このように記憶しております。

○正森委員 名東参考人に伺いたいと思ひます。先生が「小さい政府を目指して、市民のための財政読本」という著書をお書きになっておられますが、非常におもしろく読ませていただいたのですが、ここに、必ずしも先生の御担当の御執筆場所ではないかもしれませぬが、「官僚王国を斬る」とか「財政再建の具体策を問う」という章がございまして、これを見ますと、たとえば特殊法人等々最初が目的があつて設立されたんだけれども、そのうちにその目的と存在がひっくり返つて、目的がもうすである意味では達成されたという効果もなくなつても、存在しているものだから、逆に存在を続けるために仕事を探すというふうな傾向がやはりあるのじやないか、パーキンソンの法則というのも提起されておりますが、大体ほつておくと組織というものは毎年毎年五・七五%ぐらい自己増殖をする、たとはえ建設省関係のものはそれにびつたり合うとかいうようなことが書いてございまして、この問題について御意見がございましたら、伺いたいと思ひます。

○名東参考人 いまおっしゃったように、パーキンソンの法則では、仕事のかんにかかわらずお役人というものは仕事を一つづつと、部下をふやして行く、これはイギリスの実例を調査した結果だと思ひます。これは私も十年ぐらい前から調べておるのですが、日本の場合でも大体妥当するということ、私、大体確認を得ておるというように思ひます。その場合抜け道になつたのはやはり特殊法人ですね。総定員法で抑えましたが、そのためにどんどん特殊法人で抜けて行く、こういう傾向は間違いないと思ひます。これはやはり困つたことだと思ひますので、何とかしていただきたいと思ひます。

それから、ちよつと外れますが、株の持ち合いは、公正取引委員会でも明らかに統計的に認めておられるのです。いわゆる法人の受取配当金は二兆円以上だと思つていますが、これは相当な金額だと思つては、やはりせひメスを入れて、これをこつそりと取れば——グリーンカード自体いろいろの問題がありますけれども、そういうふうな利子配当問題は、やはり単なる個人じゃなくて法人にメスを入れることによつて初めて明るみに出ると思つては、個人はかり追及したつて、いまおっしゃつたように個人株主は三割を割つておるわけですよ。機関投資家の方がはるかに多いのですよ。しかもそれは、持ち合つておるわけです。この持ち合つたところにメスを入れない限りは利子配当問題は解決しないと思つては、

○正森委員 最後は一問だけ小倉参考人にもう一度伺います。

本年度は、いろいろの税目で既存税制で約一兆四千億円の増税になるわけですが、その中には法人税の二%アップというところで、これは中小企業に對してはどうかという意見がございますが、大企業に對する二%アップについては与野党含めて大きな異論がないようです。そういうもののほか、印紙税から物品税から有価証券取引税からさまざまなものがありますが、こういうその他の増税についてどう思うように思つておられますか。妥当なものだと思つておられますか。

○小倉参考人 個々にいろいろな立場からごらんいただく、御不満というかこれは困つた増税だとかいろいろ御意見がございませうけれども、いろいろ歳出を詰めていただいた上で、しかも二兆円の国債を減らすということを含めましてこの程度、いまのお話の一兆五千億程度の増税はどうもやむを得ないということで、既存の税目を洗つてできるだけ増税をお願いするということでした結果あのようなことになつておるということでございますので、御了承願ひたい、こう存じます。

○正森委員 「月曜会レポート」で「中期税制の

答申について」といつて税制調査会長代理が講演されたものを見ますと、「来年度は税収不足額が二兆円の国債減額をやつて、一兆五千億円の税収不足があるので、そこで法人税を二%上げる。これで五千億円で済む。あと酒税を二〇%程度アップして二千億円の税を稼ぐ。あとは乱診状態といひますか、理屈のない増税といひますか、かき集めです。」こう書いています。税調の責任者が乱診状態——乱診といひるのはむちゃくちゃな診察で、富士見病院とかなんとかいつて何でもかんでも取つてしまふということが起こりましたけれども、それと同じ乱診状態で理屈のない増税といひますかかき集めですと言つては、責任者が乱診状態で理屈がなくてかき集めだと言つては、そのような増税に国会が賛成するわけにはいひないのです。代理といへばやはりあなたの代理でしょう。といひことは、あなたもそういうぐあいに思つておるということですか。

これに質問を終わります。

○小倉参考人 私は毛頭そういうふうにご考へておりませんのであしからず。

○大原(一)委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席の上貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明二十四日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

第一類第五号

大蔵委員會議録第十四号

昭和五十六年三月二十三日

昭和五十六年三月二十八日印刷

昭和五十六年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K